

和歌山県子供の貧困対策推進計画

平成29年3月

和歌山県

和歌山県子供の貧困対策推進計画の策定にあたって

和歌山県の未来を担う子供たちが、本県の豊かで温かな環境の中、健やかに成長することは、私たち県民の願いです。

日本の経済状況が大きく変化する中で、核家族化や児童虐待など子供を取り巻く環境もまた大きく変化してきました。このような状況の中、国においては、平成26年1月「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。

本県においても、生活保護世帯やひとり親家庭の割合が増加しつつあることを踏まえ、法に基づく計画として平成29年度からの5年間を計画期間とする「和歌山県子供の貧困対策推進計画」を策定し、教育・福祉・労働をはじめ、本県全部局が連携し、教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援等の施策を総合的かつ効果的に推進することとしました。

この計画は、子供の将来が生まれ育った環境に左右されることなく、すべての子供が健やかに育成されるために、取り組むべき施策の基本的な方向を示すものであり、貧困の世代間連鎖を断ち切り、県民一人一人が輝きを持って生きていける社会の実現をめざすものです。

本計画策定にあたり、本県では既存の施策に加え、特に必要と考えられる「大学生等進学給付金」「子どもの居場所づくり」「和歌山こども食堂支援」の3つの独自施策を創設し、平成28年度から施行したところです。

本県の子供たちが前向きにそれぞれの人生を歩み、将来地域のたくましい担い手となって活躍することで、さらに元気な和歌山県を創造することが重要です。県民の皆様におかれましては、子供の貧困を社会の重要な課題として受け止め、理解を深めていただき、できるところから子供の貧困対策に参加していただきますようご支援とご協力を心からお願い申し上げます。

結びに、計画の策定に当たり、様々な経験を踏まえてご提言いただいた方々や、貴重なご意見をいただいた有識者の皆様に深く感謝申し上げます。

平成29年3月

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県子供の貧困対策推進計画 目 次

第1章 計画の基本姿勢	1
1 計画の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の基本方針	2
4 計画期間	2
第2章 子供の貧困を取り巻く和歌山県の現状と課題	3
1 子供の貧困率と和歌山県の現状	3
2 生活保護世帯の子供	8
3 社会的養護を受けている子供	10
4 ひとり親家庭の子供	13
第3章 子供の貧困に関する施策の基本的方向と指標	15
1 施策の基本的方向	15
2 和歌山県における子供の貧困に関する指標	17
第4章 課題解決に向けた具体的施策	19
1 教育の支援	19
2 生活の支援	28
3 保護者の就労支援	40
4 経済的支援	43
第5章 子供の貧困の連鎖を断ち切るための独自施策	47
1 大学等進学に対する教育機会の提供	47
2 子どもの居場所づくり	50
3 和歌山こども食堂支援	51
第6章 計画の推進と今後の取組	52
1 計画の推進体制	52
2 計画の進行管理	52
3 県内市町村との連携	52
4 関係団体等との連携	53
5 今後の取組	53

第1章 計画の基本姿勢

1 計画の趣旨

子供¹の貧困対策を総合的に推進することを目的に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号。以下「法」という。）は、平成26年1月17日に施行されました。この法律の中で子供の貧困対策は、「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない」とされています。

国の動向や子供を取り巻く状況などを踏まえ、本県においても、法の趣旨に鑑み、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境の整備と教育の機会均等を図るため和歌山県子供の貧困対策推進計画（以下「県計画」という。）を策定します。

法（抄）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

2 計画の位置づけ

県計画は法第9条において定められる「都道府県子どもの貧困対策計画」として策定します。県計画策定にあたっては法第8条で定められる「子供の貧困対策に関する大綱」（平成26年8月29日閣議決定。以下「大綱」という。）を勘案するものとします。

法（抄）

（子どもの貧困対策に関する大綱）

第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を定めなければならない。

（同条第二項から第六項までを省略する。）

（都道府県子どもの貧困対策計画）

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項において「計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 都道府県は、計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

¹ 「子供」「子ども」「こども」の表記：県計画では以下により表記することとします。

1. 一般的に使用する場合、原則「子供」と表記。

2. 「子ども・子育て支援法」や「認定こども園」など、法律等の規定で平仮名が使用されているものは、規定に基づき表記。

3 計画の基本方針

子供の貧困対策は、貧困の世代間連鎖を断ち切り、県民一人一人が輝きをもって生きていける社会の実現を目指すとともに、和歌山県の将来を支える積極的な人材育成策として推進することが重要です。

県計画では、子供の貧困を取り巻く本県の現状と課題を踏まえ、施策の基本は、一般的な子供関連施策をベースとし、子供に視点を置いた切れ目のない施策が実施されることを第一とします。また、学校を貧困対策のプラットフォームとして位置づけ、福祉関連施策との連携を図るとともに子供の能力・可能性を最大限に伸ばすなど総合的に対策を推進します。

施策の体系化にあたっては、大綱で定める重点施策に沿って、本県で実施する子供の貧困に視点を置いた具体的な施策を「教育の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労の支援」「経済的支援」の4つの柱に分類します。

また、県としての指標を設定し、施策の効果等を検証し、必要に応じて施策を見直していくものとします。

法（抄）

（基本理念）

第二条 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

4 計画期間

法及び大綱の見直し時期等に鑑み、県計画の計画期間は、平成29年度から平成33年度の5年間とします。

法 附則抄

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第2章 子供の貧困を取り巻く和歌山県の現状と課題

大綱で「支援の緊急度が高い」とされた生活保護世帯の子供、ひとり親世帯の子供、児童養護施設に入所している子供等を中心に、本県のデータを用いながら子供の貧困に係る現状を把握し、課題を整理します。

1 子供の貧困率と和歌山県の現状

(1) 子供の貧困率について

大綱では子供の貧困を示す指標の1つとして、国民生活基礎調査における「相対的貧困率」を用いています。相対的貧困率とは、一定基準（貧困線²）を下回る等価可処分所得³しか得ていない者の割合をいいます。子供の貧困率とは、子供全体に占める等価可処分所得が貧困線に満たない子供の割合をいいます。

平成24年の貧困線は122万円っており、子供の貧困率は16.3%となっています。平成9年以降、貧困線は下降しつづけており、子供の貧困率は上昇傾向にあります。

貧困率の推移（全国）

	平成 9年	12	15	18	21	24
子供の貧困率	13.4%	14.5%	13.7%	14.2%	15.7%	16.3%
貧困線	149万円	137万円	130万円	127万円	125万円	122万円

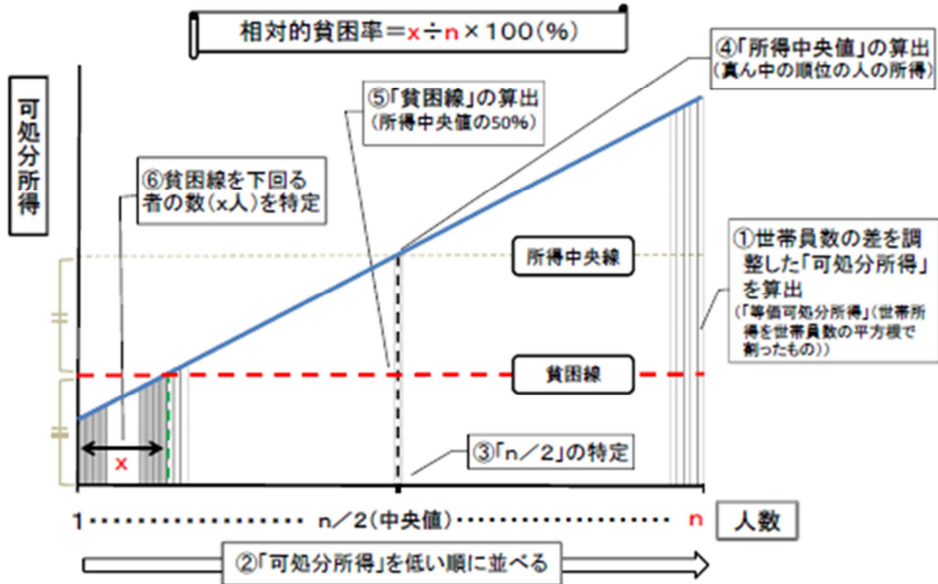
※出典：平成25年国民生活基礎調査

² 貧困線：等価可処分所得の中央値の半分の額。

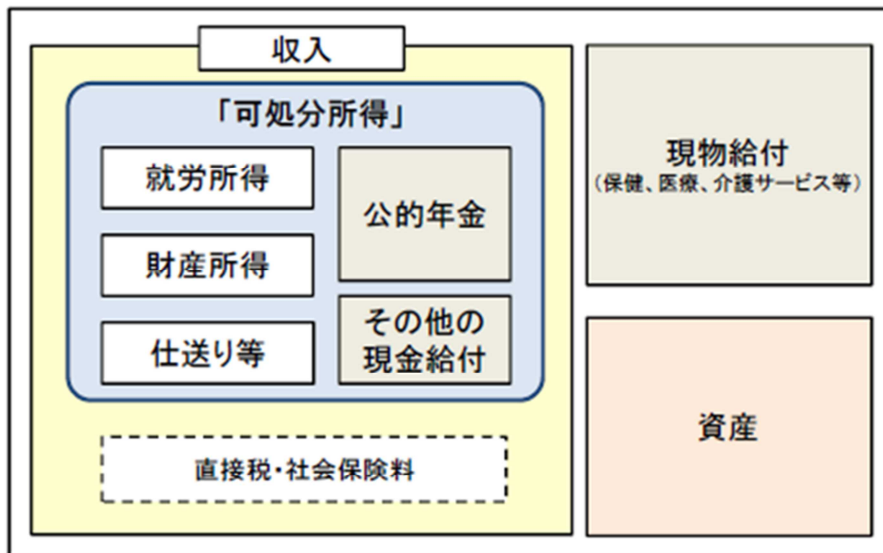
³ 等価可処分所得：世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得。また、所得は調査時点の前年1年間（1～12月）を集計している。

【参考】子供の貧困率とは ※厚生労働省ホームページより引用

「相対的貧困率」…所得中央値の一定割合(50%が一般的。いわゆる「貧困線」)を下回る所得しか得ていない者の割合。



相対的貧困率の算出に当たって用いる「可処分所得」には、以下のものが含まれる。 ※「資産」の多寡については考慮していない。



(2) 和歌山県内の子供の数⁴

国勢調査の0～17歳の人口の推移から少子化が進んでいることが読み取れます。平成27年現在本県の総人口はおよそ96万人であり、対して子供の数はおよそ15万となっています。

和歌山県内の子供の数(人)

	平成				
	7年	12	17	22	27
0～17歳人口	218,227	199,028	176,541	158,325	145,637
総人口	1,080,435	1,069,912	1,035,969	1,002,198	963,579

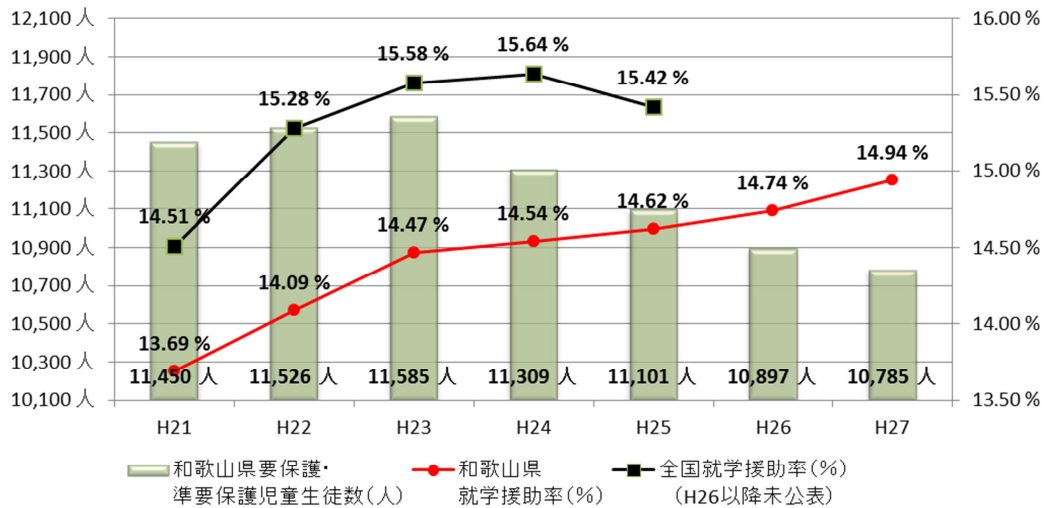
和歌山県内の世帯数(世帯)

	平成				
	7年	12	17	22	27
0～17歳の子供のいる世帯数	120,377	111,332	100,801	91,014	84,056
全世帯数	365,384	379,753	383,214	392,842	391,465

出典：2表ともに平成7～27年国勢調査 人口等基本集計(総務省統計局)

(3) 和歌山県内の要保護・準要保護児童生徒数と就学援助を受けた児童生徒数の推移

就学援助は、経済的な理由により子供を小・中学校に就学させることが困難な保護者に対して学用品費等を援助する制度です。平成24年度からは要保護・準要保護児童生徒⁵数が減少しているにもかかわらず、就学援助⁶を受けている児童生徒の割合は増加しています。このことから、経済的に困難な児童生徒の割合は増加していると考えられます。



出典：就学援助実施状況調査(文部科学省)

⁴ 本計画で子供とは、児童福祉法で規定される児童(満十八歳に満たない者)とし、教育分野での記述については学校教育法の規定により、小学校に通学する者を「児童」、中学生・高校生を「生徒」、大学生を「学生」と表記しています。

⁵ 要保護・準要保護児童生徒：保護者が生活保護法に規定する要保護者である場合、その児童生徒を「要保護児童生徒」、保護者が要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる場合、その児童生徒を「準要保護児童生徒」という。

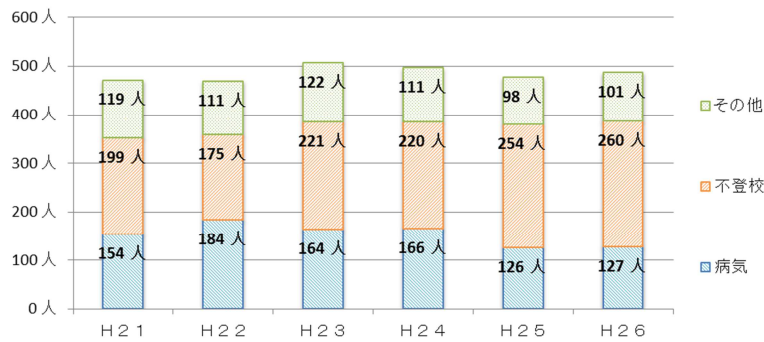
⁶ 就学援助率：要保護及び準要保護児童生徒数を公立小中学校(中等教育学校の前期課程を含む)児童生徒数で除して算出したもの。

(4) 和歌山県内の長期欠席児童・生徒数、高校中退者数

本県での長期欠席児童生徒数は小学校で500人程度、中学校で1,000人程度に上ります。また、高等学校の中途退学者数は年間400人程度です。

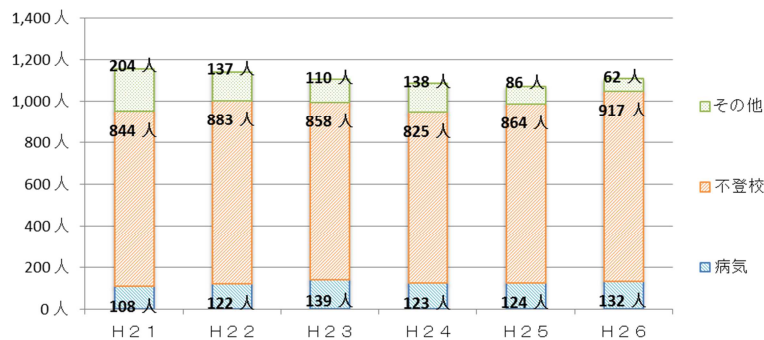
理由別長期欠席児童・生徒数の推移（本県）

県内の小学校理由別長期欠席児童数



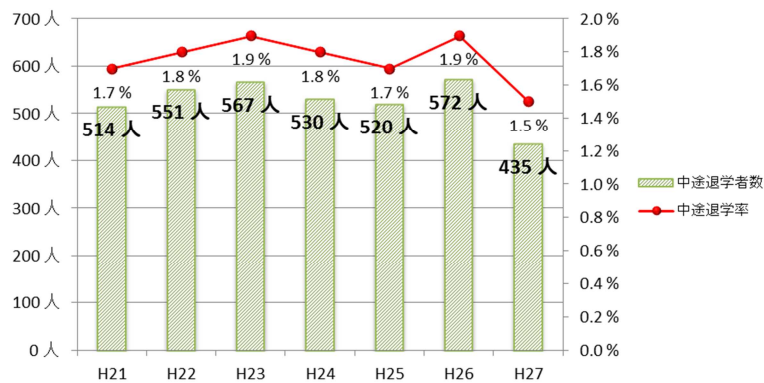
※H22に経済的理由による長期欠席児童を1名含む（他年度0名） 出典：学校基本調査（文部科学省）

県内の中学校理由別長期欠席生徒数



※H22に経済的理由による長期欠席児童を1名含む（他年度0名） 出典：学校基本調査（文部科学省）

県内の高等学校中途退学者数推移



出典：児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）

(5) 和歌山県内全世帯の進学率等について

県全体での進学率等の状況について見てみますと、中学生の高等学校等進学率は98%以上に達しており、就職率は1%にも満たない状況です。高校生の大学等進学率は47～50%、就職率は20%前後でそれぞれ推移しています。

中学校の進学者数・就職者数・進学率・就職率の推移

	H22年度卒業	H23年度卒業	H24年度卒業	H25年度卒業	H26年度卒業
中学校卒業生総数	10,063 人	10,250 人	9,930 人	9,998 人	9,695 人
高等学校等進学者数	9,958 人	10,116 人	9,801 人	9,865 人	9,584 人
高等学校等進学率	99.0%	98.7%	98.7%	98.7%	98.9%
(全国高等学校等進学率)	98.0%	98.2%	98.4%	98.4%	98.5%
就職者数	26 人	24 人	28 人	41 人	26 人
就職率	0.3%	0.2%	0.3%	0.4%	0.3%
(全国就職率)	0.4%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%

※「高等学校等」は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校

高等学校の進学者数・就職者数・進学率・就職率の推移

	H22年度卒業	H23年度卒業	H24年度卒業	H25年度卒業	H26年度卒業
高等学校等卒業生数	9,520 人	9,140 人	9,333 人	8,937 人	9,102 人
大学等進学者数・・・①	4,689 人	4,385 人	4,457 人	4,419 人	4,333 人
大学等進学率	49.3%	48.0%	47.8%	49.4%	47.6%
(全国大学等進学率)	54.3%	53.9%	53.2%	53.8%	54.5%
専修学校等進学者数・・・②	2,332 人	2,231 人	2,269 人	2,113 人	2,218 人
専修学校等進学率	24.5%	24.4%	24.3%	23.6%	24.4%
(全国専修学校等進学率)	22.3%	22.5%	22.9%	23.1%	22.5%
進学者数(①+②)	7,021 人	6,616 人	6,726 人	6,532 人	6,551 人
同進学率	73.8%	72.4%	72.1%	73.1%	72.0%
(全国同進学率)	76.6%	76.4%	76.1%	76.9%	77.0%
就職者数	1,823 人	1,810 人	1,916 人	1,863 人	1,939 人
就職率	19.1%	19.8%	20.5%	20.8%	21.3%
(全国就職率)	15.7%	16.2%	16.9%	17.4%	17.8%

※「大学等」は、大学、短期大学、高等専門学校高等課程

※「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校専門課程及び一般課程、各種学校

出典：(2表とも) 学校基本調査(文部科学省)

2 生活保護世帯の子供

(1) 和歌山県内における生活保護世帯の子供数の推移

生活保護を受給している実人員が増加傾向にあるものの、生活保護を受給している世帯の子供の数は減少傾向にあります。

和歌山県 被保護人員数の推移

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
保護率	和歌山県	1.45%	1.49%	1.52%	1.55%	1.58%
	(参考)全国	1.62%	1.67%	1.70%	1.70%	1.71%
実人員(県)		14,489人	14,799人	15,016人	15,137人	15,358人

和歌山県 0～17歳の被保護人員の推移



出典：和歌山県の生活保護（和歌山県福祉保健総務課）

(2) 和歌山県内における生活保護世帯の子供の進学率

生活保護世帯の子供の場合、高等学校等進学率及び大学等進学率は、県全体と比較するといずれも低く、特に大学等進学率は全国平均と比較して大きく下回っています。一方で、高等学校等卒業後の就職率は、全国平均と比較して高い割合となっています。

また、高等学校等中退率について、生活保護世帯は県全体と比較すると高い割合となっています。

生活保護世帯の子供の進学率、就職率、高等学校中退率

○中学校卒業後

高等学校等進学率(%)	和歌山県		全国	
	県内全体	生活保護世帯	全体	生活保護世帯
平成24年度卒業	98.7%	92.8%	98.3%	90.8%
平成25年度卒業	98.7%	95.7%	98.4%	91.1%
平成26年度卒業	98.9%	96.1%	98.4%	92.8%

就職率(%)	和歌山県		全国	
	県内全体	生活保護世帯	全体	生活保護世帯
平成24年度卒業	0.5%	2.1%	0.4%	2.5%
平成25年度卒業	0.6%	-	0.4%	2.0%
平成26年度卒業	0.6%	1.3%	0.4%	1.7%

高等学校等中退率(%)	和歌山県		全国	
	県内全体	生活保護世帯	全体	生活保護世帯
平成24年度卒業	1.5%	4.2%	1.5%	5.3%
平成25年度卒業	1.6%	4.8%	1.7%	4.9%
平成26年度卒業	1.7%	5.1%	1.5%	4.5%

※高等学校等とは、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校又は専修学校等をいう。なお、高等学校等中退率は、専修学校等を含まない。

○高等学校等卒業後

大学等進学率(%)	和歌山県		全国	
	県内全体	生活保護世帯	全体	生活保護世帯
平成24年度卒業	72.1%	33.3%	76.1%	32.9%
大学・短期大学	47.8%	10.4%	53.2%	19.2%
専修学校等	24.3%	22.9%	22.9%	13.7%
平成25年度卒業	72.1%	18.0%	76.9%	31.7%
大学・短期大学	47.8%	10.0%	53.8%	18.5%
専修学校等	24.3%	8.0%	23.1%	13.2%
平成26年度卒業	72.0%	28.3%	77.0%	33.4%
大学・短期大学	47.6%	15.1%	54.5%	20.0%
専修学校等	24.4%	13.2%	22.5%	13.5%

※専修学校等は専修学校及び各種学校をいう。

就職率(%)	和歌山県		全国	
	県内全体	生活保護世帯	全体	生活保護世帯
平成24年度卒業	25.2%	47.9%	20.5%	46.1%
平成25年度卒業	26.0%	66.0%	20.8%	43.6%
平成26年度卒業	26.3%	66.0%	21.3%	45.5%

(出典：文部科学省「学校基本調査」、厚生労働省「就労支援等の状況調査」、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」)

3 社会的養護を受けている子供

(1) 和歌山県内における社会的養護を受けている子供数の推移

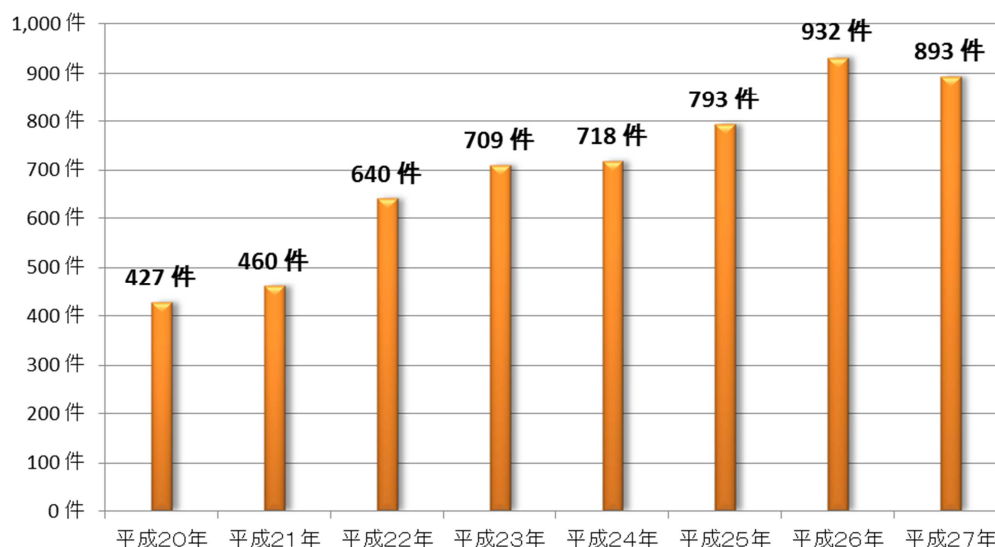
児童養護施設や乳児院への措置、里親に委託されているなど、社会的養護を受けている子供の数は、毎年450人前後で推移しています。

	H23.3	H24.3	H25.3	H26.3	H27.3
児童養護施設 3月初日在籍数	333人	340人	327人	321人	313人
乳児院 3月初日在籍数	31人	32人	35人	36人	33人
情緒障害児短期治療施設 3月初日在籍数	28人	29人	29人	29人	28人
児童自立支援施設 3月初日在籍数	23人	24人	22人	19人	10人
児童自立援助ホーム 3月初日在籍数	3人	4人	5人	6人	4人
里親	26人	35人	47人	44人	47人
ファミリーホーム	0人	5人	6人	11人	10人
計	444人	469人	471人	466人	445人

出典：入所児童初日現在児童数報告（和歌山県子ども未来課）

(2) 和歌山県内の児童虐待相談受付件数

近年では児童虐待に関する相談が増えており、児童人口は減少しているにもかかわらず、県内の児童相談所が受け付ける児童虐待相談件数は増加傾向にあります。相談件数増加の背景として、核家族化が進行し、保護者の養育力の低下や子育ての孤立化が考えられます。また、児童虐待防止法や児童福祉法の改正により児童虐待に対する地域住民の認識が高まったことが、相談件数の増加に繋がっていると考えられます。



出典：福祉行政報告例（厚生労働省）

(3) 和歌山県内における社会的養護を受けている子供の進学率等

県内の児童養護施設に入所する子供の中学校卒業後の高校等進学率はほぼ100%であり、全国値を上回っています。

しかし、大学等進学率を見てみると5~8%で推移しており、全国値が11~12%で推移していることと比較し低い傾向にあります。また、全世帯の大学等進学率は50%前後であり、大きくかけ離れている状況といえます。

児童養護施設の子供における中学校卒業後進学率の推移

	H22年度卒業	H23年度卒業	H24年度卒業	H25年度卒業	H26年度卒業
県内高等学校等進学率	95.5%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
全国高等学校等進学率	95.7%	95.7%	96.6%	97.2%	97.0%
県内全世帯 高等学校等進学率	99.0%	98.7%	98.7%	98.7%	98.9%

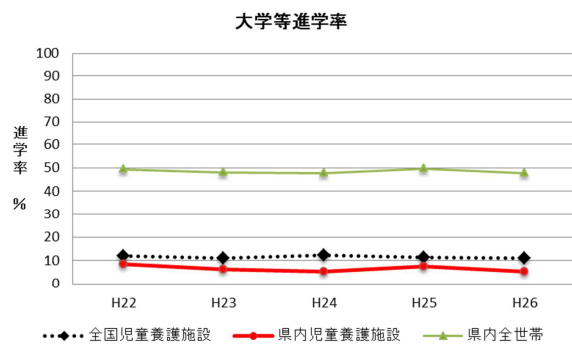
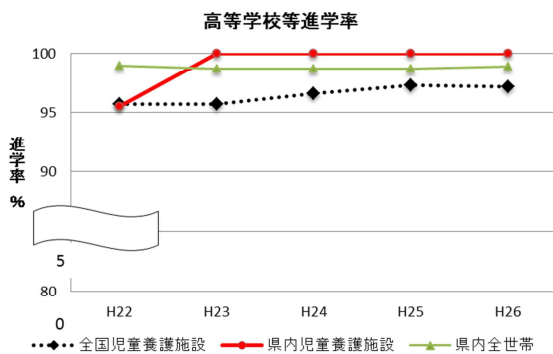
※「高等学校等」は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校

児童養護施設の子供における高等学校卒業後進学率の推移

	H22年度卒業	H23年度卒業	H24年度卒業	H25年度卒業	H26年度卒業
県内 大学等進学率	8.3%	6.3%	5.3%	7.7%	5.3%
全国 大学等進学率	11.9%	11.0%	12.3%	11.4%	11.1%
県内全世帯 大学等進学率	49.3%	48.0%	47.8%	49.4%	47.6%
県内 専修学校等進学率	16.7%	12.5%	15.8%	15.4%	15.8%
全国 専修学校等進学率	11.1%	11.0%	10.3%	11.2%	12.2%
県内全世帯 専修学校等進学率	24.5%	24.4%	24.3%	23.6%	24.4%
県内 大学等+専修学校等 進学率	25.0%	18.8%	21.1%	23.1%	21.1%
全国 同進学率	23.0%	22.0%	22.6%	22.6%	23.3%
県内全世帯 同進学率	73.8%	72.4%	72.1%	73.1%	72.0%

※「大学等」は、大学、短期大学、高等専門学校高等課程

※「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校専門課程及び一般課程、各種学校

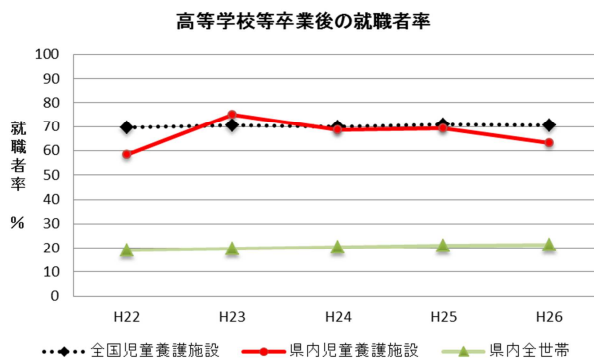


出典：社会的養護の現況に関する調査（厚生労働省） 学校基本調査（文部科学省）

また、一方で就職率については逆の事が言えます。県内の児童養護施設入所者の高校卒業後の就職率は58～75%で推移しており、全世帯が20%前後の就職率であるのに対し高くなっています。また、この数値は全国値とも、ほぼ同じとなっています。

児童擁護施設の子供における高等学校卒業後就職率の推移

	H22年度卒業	H23年度卒業	H24年度卒業	H25年度卒業	H26年度卒業
高等学校卒業後の就職率	58.3%	75.0%	68.4%	69.2%	63.2%
全国 同就職率	69.5%	70.4%	69.8%	70.9%	70.4%
県内全世帯 同就職率	24.5%	24.4%	24.3%	23.6%	24.4%



出典：社会的養護の現況に関する調査（和歌山県子ども未来課）
学校基本調査（文部科学省）

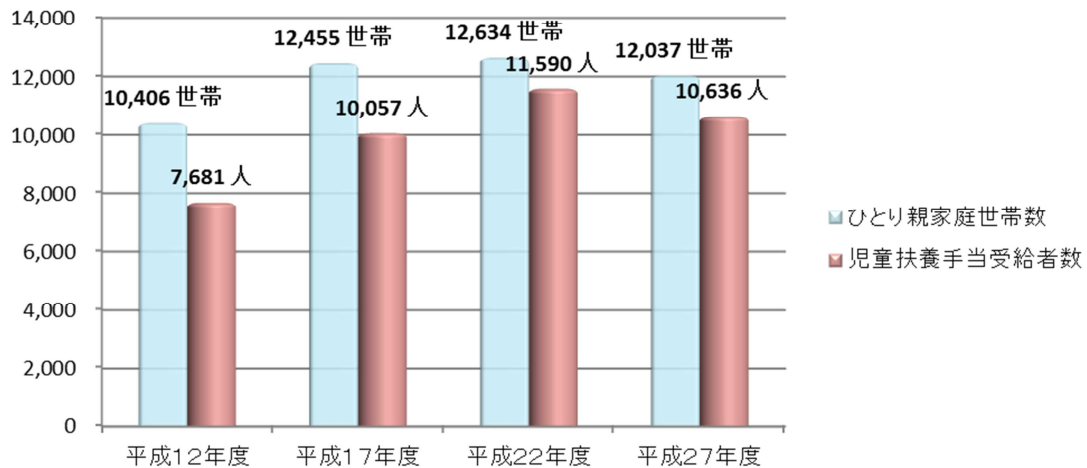
以上のことから、県内の社会的養護を受けている子供たちの進学状況については、概ね全国と同様の傾向が伺えます。しかし、全世帯との比較では高等学校等進学率については全世帯との差はあまり見られないものの、大学等進学率は大幅に低い傾向にあり、学習支援等により学習意欲を喚起するとともに、大学進学に意欲のある子供に対する経済的支援が課題と言えます。

4 ひとり親家庭の子供

(1) 和歌山県内におけるひとり親家庭世帯数の推移

5年毎に行われる国勢調査によると、和歌山県のひとり親家庭の世帯数は、平成22年度まで増加傾向にありました。また、ひとり親家庭世帯のうち一定所得以下の方に支給される児童扶養手当の受給者数も同様に増加傾向にあり、ひとり親家庭世帯数全体の伸びに比べ高い伸びをみせていました。

ひとり親家庭世帯数と児童扶養手当受給者数(和歌山県)



(2) ひとり親家庭世帯の経済状況

ひとり親家庭世帯の経済状況については、特に母子世帯において非常に厳しい状況にあると言われています。

世帯別平均所得額 (全国)

	母子世帯	一般世帯	子供のいる世帯
稼働所得	181.1 万円	398.8 万円	588.2 万円
公的年金	9.3 万円	101.4 万円	34.0 万円
財産所得	4.2 万円	16.2 万円	6.5 万円
年金以外の社会保障給付金	51.1 万円	8.4 万円	23.6 万円
仕送り・企業年金・個人年金・その他の所得	6.6 万円	13.5 万円	5.8 万円
計(平均所得額)	252.3 万円	538.0 万円	658.1 万円

(出典：平成23年度国民生活基礎調査(厚生労働省))

母子世帯の平均所得は、一般世帯の平均所得の約50%、子供のいる世帯の約40%に過ぎず、非常に大きな差が出ています。

(3) ひとり親家庭世帯の子供の進学率

ひとり親家庭世帯の子供の進学率については、一般世帯と比較して進学率が低い傾向にあり、特に大学・短期大学への進学率においてそれが顕著に出ています。

(全国におけるひとり親世帯と一般世帯との進学率等比較表)

	ひとり親世帯	一般世帯
中学校卒業後の進路		
進学(高等学校、高等専門学校)	93.9%	98.6%
高等学校等卒業後の進路		
うち、大学・短期大学への進学	23.9%	53.5%
うち、専修学校等への進学	17.8%	22.9%

(出典：一般世帯；平成23年度国民生活基礎調査(厚生労働省))

ひとり親世帯；平成23年度全国母子世帯等調査(特別集計)(厚生労働省)

※中学校卒業後の進路は、母子世帯又は父子世帯の16歳の者のうち、平成23年11月1日現在で高等学校、高等専門学校に在籍又は就労している者の割合。

※高等学校卒業後の進路は、母子世帯又は父子世帯の19歳の者のうち、平成23年11月1日現在で大学等(大学及び短期大学)、専修学校等に在籍又は就労している者の割合。

進学率が低い理由は本人の希望等を含め様々と思われませんが、「親と子の生活意識に関する調査報告書」(平成24年5月内閣府)において、親が考える自分の子供の最終学歴に関する統計が示されています。「あなたは、お子さんは現実的にはどの段階の学校まで進むと思いますか?」との質問に「大学まで」と回答した割合が、ふたり親世帯(実父と実母)が53.8%に対して、ひとり親家庭世帯では28.8%との結果が出ています。また、そのように考える理由に、「家庭に経済的な余裕がないから」と回答した割合が、ふたり親世帯(実父と実母)が9.5%に対して、ひとり親世帯では26%との結果が出ています。また、この報告書では、ひとり親世帯の子供が経済的な理由で塾に通っていない割合が高い結果も示されるなど、世帯の経済状況が子供の進学率に影響を与えていることが示唆されています。

第3章 子供の貧困に関する施策の基本的方向と指標

1 施策の基本的方向

子供は未来の担い手です。その子供が自分の将来に希望を抱きながら成長していけるようなふるさととすることが私たちの役割です。しかし、様々な問題を抱えている子供が多数いるという現実があります。

第2章で示したとおり、就学援助を必要とする子供の割合は増加し、小・中学校では1000人を超える子供が不登校などによる長期欠席となり、高校では年間約400人が学校を中退しています。また、一般世帯では大学に約半数の子供が進学しますが、生活保護世帯では2割、児童養護施設の子供では1割、ひとり親世帯では2割程度にとどまっています。

これらの実態を踏まえ、本計画では和歌山県が今後推進すべき施策について4つの領域に分類し、その基本的な方向についてまとめました。これらを進めることにより、貧困の世代間連鎖を断ち切り、県民一人一人が輝きを持って生きていける社会の実現を目指します。

(1) 教育の支援

経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のあるすべての子供が質の高い教育を受けることができるよう、学校を子供の貧困対策のプラットフォームと位置づけ、学力を保障し、福祉と連携した施策を推進するほか、地域による学習支援等を行い、自分の能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できる人材の育成を目指します。

法（抄）

（教育の支援）

第十条 国及び地方公共団体は、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

主な内容

- 学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開
- 幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上
- 就学支援の充実
- 大学等進学に対する教育機会の提供
- 生活困窮世帯等への学習支援

(2) 生活の支援

貧困の状況にある子供は、貧困に伴って様々な不利な条件を背負うばかりでなく、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまう懸念が

あります。子供の貧困の改善のためにはまず親が自立した生活を営むことが重要です。また、相談事業の充実により社会との交流の機会を提供するとともに、子供の希望や適性に応じた進路相談のもとでの進学や就職など、生活の支援に取り組みます。

法（抄）

（生活の支援）

第十一条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

主な内容

- 保護者の生活支援
- 子供の生活支援
- 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備
- 子供の就労支援
- 支援する人員の確保

（3）保護者の就労支援

保護者の就労は、一定の労働収入によって生活の安定を図ることはもちろん、家庭で家族がゆとりを持って接することや、働く親の姿を見て子供が労働の価値や意味を学ぶことなど、貧困の連鎖を防止する上で大きな意義が認められます。このようなことから、保護者の就労支援の充実を図る施策を実施します。

法（抄）

（保護者に対する就労の支援）

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の自立を図るための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

主な内容

- 保護者の就労支援や、学び直しの支援等

（4）経済的支援

生活保護や各種手当など、金銭の給付や貸与、現物給付（サービス）等を組み合わせた形で世帯の生活を下支えしていく施策を実施します。

法（抄）

（経済的支援）

第十三条 国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

主な内容

- 児童扶養手当等経済的支援や、母子父子寡婦福祉資金貸付の円滑な実施等

2 和歌山県における子供の貧困に関する指標

国の大綱では、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するために、25項目の指標を設定しています。国の大綱で設定されている指標のうち、都道府県データがあるものについては、本計画においても指標とするほか、本県における子供の貧困の現状を把握する上で特に重要と考えられるものについても指標に設定することとします。

第2章に記載した特に支援の緊急度が高いとされる、生活保護世帯の子供、社会的養護を受けている子供、ひとり親家庭の子供の状況に関する指標を中心に計画の推進状況を把握します。

下記指標1～5の生活保護世帯の子供、6～9の児童養護施設の子供に関する指標、10、11のひとり親家庭の子供に関する指標、14～18の就学支援に関する指標は、大綱に設定されており、かつ都道府県データがある指標です。

12、13及び19、20は、大綱に記載がなく本県が独自に設定した指標です。ひとり親家庭の子供に関する事業と、平成28年度に新規に開始した事業（詳細は第5章に後述）についてはその実績を指標として設定します。

なお、計画の推進にあたっては、これらの指標を改善することで子供の貧困対策を進めていくこととします。

和歌山県子供の貧困に関する20指標

指標	和歌山県	全国	備考
生活保護世帯の子供に関する指標			
1 高等学校等進学率	96.1%	92.8%	H27.4.1現在(高等学校等中退率はH26年度末卒業) 厚生労働省社会・援護局保護課調べ
2 高等学校等中退率	5.1%	4.5%	
3 大学等進学率	28.3%	33.4%	
4 中学校卒業後の就職率	1.3%	1.7%	
5 高等学校等卒業後の就職率	66.0%	45.5%	
児童養護施設の子供に関する指標			
6 中学校卒業後の進学率	100.0%	97.2%	H26年度末に中学校または高等学校等を卒業した者のうちH27.5.1現在 県:社会的養護の現況に関する調査 全国:厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ
7 中学校卒業後の就職率	0.0%	1.8%	
8 高校等卒業後の進学率	21.1%	22.6%	
9 高校等卒業後の就職率	63.2%	70.4%	
ひとり親家庭の子供に関する指標			
10 母子家庭の就業率	89.2%	80.6%	県:H26年度ひとり親家庭実態調査(H25実績) 全国:H23年度全国母子世帯等調査
11 父子家庭の就業率	94.0%	91.3%	
12 母子家庭等就業・自立支援センターでのひとり親家庭の子供に対する就職斡旋件数★	12件	-	H27年度実績値
13 高等職業訓練促進給付金利用者数★	11人	-	
就学支援に関する指標			
14 スクールソーシャルワーカーの配置人数	17人	1,008人	県:教育委員会調べ SSW:H25年度 SC:H24年度 全国:文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ SSW:H25年度 SC:H24年度
15 スクールカウンセラーの配置率:小学校	10.9%	37.6%	
16 スクールカウンセラーの配置率:中学校	71.5%	82.4%	H26年度 文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ
17 毎年度進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合	67.5%	48.4%	
18 入学時に就学援助制度の書類を配布している市町村の割合	66.6%	64.5%	
独自施策に関する指標			
19 子供食堂の運営件数★	6件	-	H28.10月現在数値
20 子どもの居場所づくり推進事業実施箇所数★	59箇所	2,587箇所	

※ 表中★は県で独自に設定した指標

参考:本計画の指標以外で国の大綱(H26.8月)に設定されている指標

指標	全国	和歌山県	備考
ひとり親家庭の子供の就園率	72.3%	-	H23年度全国母子世帯等調査 (サンプル調査のため県個別データなし)
ひとり親家庭の子供の中学校卒業後の進学率	93.9%	-	
ひとり親家庭の子供の中学校卒業後の就職率	0.8%	-	
ひとり親家庭の子供の高等学校等卒業後の進学率	41.6%	-	
ひとり親家庭の子供の高等学校等卒業後の就職率	33.0%	-	H25年度実績 (独)日本学生支援機構調べ
日本学生支援機構奨学金の貸与を認められた者の割合 無利子 予約採用段階	40.0%	-	
日本学生支援機構奨学金の貸与を認められた者の割合 無利子 在学採用段階	100.0%	-	
日本学生支援機構奨学金の貸与を認められた者の割合 有利子 予約採用段階	100.0%	-	
日本学生支援機構奨学金の貸与を認められた者の割合 有利子 在学採用段階	100.0%	-	
子供の貧困率	16.3%	-	H25国民生活基礎調査
子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率	54.6%	-	H25国民生活基礎調査

第4章 課題解決に向けた具体的施策

第4章では、大綱第4「指標の改善に向けた当面の重点施策」に示されている教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援に照らし合わせて、本県の具体的施策を位置づけます。

1 教育の支援

○教育の支援 和歌山県関連施策一覧

大綱第4の区分	大綱の支援項目	県の具体的施策	担当課
(1) 学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開	学校教育による学力保障	きのくに学力向上総合戦略	義務教育課
		子供の貧困問題に関する校内研修等の実施	人権教育推進室、県立学校教育課・特別支援教育室、義務教育課、教育センター学びの丘
	学校を窓口とした福祉関連機関等との連携	不登校等総合対策事業	県立学校教育課、義務教育課、教育センター学びの丘
		家庭教育子育て支援推進事業	生涯学習課
		生活保護制度（生業扶助）	福祉保健総務課
	地域による学習支援	地域ふれあいルーム推進事業	生涯学習課
		子どもの居場所づくり推進事業★	生涯学習課
		きのくにコミュニティスクール推進	生涯学習課、県立学校教育課・特別支援教育室、義務教育課
		地域子ども団体育成	青少年・男女共同参画課
	高等学校等における就学継続のための支援	就職支援プロジェクト	県立学校教育課
		高等学校等学び直し支援	公立：教育総務課、私立：文化学術課
		特別支援教育振興事業	特別支援教育室
		若者自立支援事業	青少年・男女共同参画課
(2) 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上	—	幼児教育の質の向上	子ども未来課、義務教育課
		家庭教育子育て支援推進事業	生涯学習課

大綱第4の区分	大綱の支援項目	県の具体的施策	担当課
(3) 就学支援の充実	義務教育段階の就学支援の充実	基本研修事業・専門研修事業	教育センター学びの丘
		不登校等総合対策事業【再掲】	義務教育課、教育センター学びの丘
	「高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)制度」などによる経済的負担の軽減	高等学校等就学支援金	公立：教育総務課、 私立：文化学術課
		和歌山県高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)	公立：生涯学習課、 私立：文化学術課
		私立高等学校授業料減額補助事業	文化学術課
	特別支援教育に関する支援の充実	特別支援教育就学奨励費	教育総務課、特別支援教育室
		特別支援教育振興事業(教育相談等早期支援)	特別支援教育室
(4) 大学等進学に対する教育機会の提供	高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済支援の充実	和歌山県修学奨励	生涯学習課
		和歌山県大学生等進学給付金★	生涯学習課
	国公立私立大学生・専門学校生等に対する経済的支援		
(5) 生活困窮世帯等への学習支援	—	子どもの居場所づくり推進事業★【再掲】	生涯学習課
		児童福祉施設措置費	子ども未来課
		わかやまひとり親家庭アシスト(うち見守り支援)	子ども未来課
		地域共育コミュニティ形成促進事業	生涯学習課
		地域ふれあいルーム推進事業【再掲】	生涯学習課
(6) その他の教育支援	夜間中学校の設置促進	中学校夜間学級の設置促進	義務教育課
	子供の食事・栄養状況の確保	学校における食育推進及び学校給食衛生管理に関する研修	健康体育課
		補食給食	健康体育課
	多様な体験活動の機会の提供	児童福祉施設措置費【再掲】	子ども未来課
		和歌山子ども食堂支援★	子ども未来課

(1) 学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開

(学校教育による学力保障)

- 家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子供の学力が保障されるよう、きめ細やかな指導を推進します。
- 県内の各学校に対して、教員が子供の貧困問題に関する理解を深めるための研修を実施し、学校における支援体制を充実させます。

きのくに学力向上総合戦略（義務教育課）

県学習到達度調査を実施し、子供たちの学力の定着状況をきめ細かく把握するとともに、授業改善や個に応じた指導の充実を図ります。また、子供たちの基礎学力とそれらを活用する力や学習習慣の定着をめざした教材を作成し、この教材の活用により学力の向上を図ります。

子供の貧困問題に関する校内研修等の実施（人権教育推進室、県立学校教育課・特別支援教育室、義務教育課、教育センター学びの丘）

教職員に対し、各種研修会や校内研修等様々な機会を通じて子供の貧困問題に関する理解を深めます。

(学校を窓口とした福祉関連機関等との連携)

- スクールソーシャルワーカーの配置拡充に努め、学校を窓口として、貧困家庭の子供等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていきます。
- スクールカウンセラーの配置拡充に努め、児童生徒の感情や情緒面の支援を行います。
- 身近な地域における保護者への支援活動を実施することにより、それぞれの家庭に寄り添った伴走型の支援体制を構築します。

不登校等総合対策事業（県立学校教育課、義務教育課、教育センター学びの丘）

いじめ問題や不登校問題に対するマニュアルを作成・活用するとともに、外部人材の派遣等により、問題の未然防止、早期発見・早期対応を図り、いじめ問題の解消や不登校生徒数の減少に取り組みます。教育分野に加えて、専門的な知識と技術を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの市町村教育委員会及び県立学校への配置拡充に努めるとともに、24時間子供SOSダイヤルでの電話相談をとおして、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、児童生徒の問題行動等の問題解決を図ります。

家庭教育子育て支援推進事業（生涯学習課）

すべての親が安心して家庭教育を行えるよう、地域人材の養成や、家庭教育支援チームを中心として連携の仕組みづくり、身近な地域における保護者への学習機会の提供や相談対応等の支援活動を推進します。

生活保護制度（生業扶助）（福祉保健総務課）

生活保護世帯の子供が高校学校等に進学する際の入学料、入学考査料や就学中の授業料、教材費等を支給します。

また、生活保護世帯の高校生の就労収入が本人の高校卒業後の進学費用に充てられる場合は、収入として認定しない取扱いとするなど、安心して就学できるよう支援します。

（地域による学習支援）

○ 子供の安全・安心な居場所としての放課後子ども教室等において、学習支援や体験活動の充実を目指します。

○ きのくにコミュニティ・スクールの導入により、学校・家庭・地域の連携・協働を進め、地域による学習支援等の促進・充実を図ります。

地域ふれあいルーム推進事業（生涯学習課）

子供の安全・安心に配慮しつつ、放課後や週末、休日等の小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、子供たちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進します。

子どもの居場所づくり推進事業（生涯学習課）★平成28年度独自施策、第5章参照

放課後等一人で過ごさなければならない子供等の居場所を、学校の空き教室や公民館等に設け、地域の方の参画を得て、学習意欲の向上や学習習慣の確立、自己肯定感の高揚等をめざす取組を推進します。

きのくにコミュニティスクール推進（生涯学習課、県立学校教育課・特別支援教育室、義務教育課）

地域住民や保護者等を構成員とした「学校運営協議会」を設置し、学校と地域が課題や目標、ビジョンを共有して協議を行います。

地域子ども団体育成（青少年・男女共同参画課）

地域との関わりや子供同士の交流を通じて、道徳心や社会性、また子供自身が目標に向かって主体的に行動していく「生きる力」を育むため、児童館等を活用し学習活動や創作活動、スポーツやリーダー育成などに取り組む子ども会の組織的・継続的な活動を支援します。

（高等学校等における就学継続のための支援）

○ 社会的自立に必要な能力を育成するキャリア教育を推進するとともに、経済的な理由により高校を中途退学しても再チャレンジできる環境を整えます。また、働くことに悩みを抱える若者を対象に、意識啓発や情報提供を行います。

就職支援プロジェクト（県立学校教育課）

高校生の就職に係る課題の改善を図るため、求人開拓等の就職支援を推進するジョブサポートティーチャーや就職指導員を配置しています。

高等学校等学び直し支援（公立：教育総務課、私立：文化学術課）

高等学校等を中途退学した後、再び県内の高等学校等で学び直す生徒に対し、保護者（親権者）の「市町村民税所得割額」の合計が30万4,200円未満の生徒が申請することにより、高等学校等学び直し支援金の受給資格を認定し、授業料の負担を軽減します。

※高等学校等就学支援金支給期間の経過後、卒業までの間（最長2年間）適用。

特別支援教育振興事業（特別支援教育室）

卒業後の就職先の確保に向けた取組（生徒の状況に応じて、グループホーム等生活の場の確保も含む）を通して、経済的自立を促進しています。また、在学中から、卒業後に活用できる様々な福祉制度の情報等を発信し、アフターケア活動も含め、卒業生を支える取組を進めます。

若者自立支援事業（青少年・男女共同参画課）

県内3か所に設置している若者サポートステーション With You において、若年無業者など社会生活を円滑に営む上で様々な困難を抱える若者からのあらゆる相談を受け付け、教育・雇用・福祉・保健・医療・矯正・更生保護等の各分野の関係機関と連携しながら個人の状況に応じた総合的・継続的な支援を実施し、職業的自立を促進します。また、支援関係者のスキルアップやネットワークの拡充を図るための会議や研修会の開催等を行う「子ども・若者支援地域協議会」の活動を展開します。

（2）貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上

○ 対象児童や家庭への支援に取り組むことによって、全ての子供が安心して質の高い幼児教育を受けられる体制の整備を推進します。

幼児教育の質の向上（子ども未来課、義務教育課、教育センター学びの丘）

質の高い幼児教育を提供するため、幼稚園や保育所、認定こども園関係職員の研修を充実します。また、日常生活における基本的な習慣や態度の涵養等について、家庭環境に対する配慮など、特に配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所等に家庭支援推進保育士を加配し、対象児童や家庭への支援に取り組めます。

家庭教育子育て支援推進事業（生涯学習課）【再掲】

すべての親が安心して家庭教育を行えるよう、地域人材の養成や、家庭教育支援チームを中心として連携の仕組みづくり、身近な地域における保護者への学習機会の提供や相談対応等の支援活動を推進します。

(3) 就学支援の充実

(義務教育段階の就学支援の充実)

○研修会の実施による子供の貧困問題に関する教職員の理解増進、家庭における学習支援等の推進及び支援を必要とする者と制度とをつなぐスクールソーシャルワーカーの配置等の教育相談体制の充実を図ります。

基本研修事業・専門研修事業（教育センター学びの丘）

教職経験年数に対応した研修及び専門性の向上を目指す研修において、学級集団づくりや生徒指導についての内容を取り上げています。その際、家庭環境に課題がある児童生徒の理解や家庭との連携、経済格差など児童生徒の実態を踏まえた研修を行っています。

不登校等総合対策事業（義務教育課、教育センター学びの丘）【再掲】

教育分野に加えて、専門的な知識と技術を有するスクールソーシャルワーカーの配置拡充に努めるとともに、24時間子供SOSダイヤルでの電話相談をとおして、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、児童生徒の問題行動等の問題解決を図ります。

（「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度」などによる経済的負担の軽減）

- 全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等就学支援金制度を着実に実施するとともに、低所得世帯の生徒に対する支援として創設された高校生等奨学給付金制度などにより、低所得世帯への支援の充実を図ります。
- 私立高等学校等が行う授業料減免等に対して補助を行います。

高等学校等就学支援金（公立：教育総務課、私立：文化学術課）

県内の高等学校等に在学する保護者（親権者）の「市町村民税所得割額」の合計が30万4,200円未満の生徒が申請することにより、高等学校等就学支援金の受給資格を認定し、授業料の負担を軽減します。

県内の高等学校等に在学する生徒に対し、高等学校等就学支援金を支給することにより、就学を支援します。

和歌山県高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）（公立：生涯学習課、私立：文化学術課）

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯に対して奨学のための給付金を支給します。

私立高等学校授業料減額補助事業（文化学術課）

私立高等学校に在籍する生徒（保護者が和歌山県内に在住し、かつ経済的理由により就学が困難な者）の修学機会を確保するため、一定の条件を満たす場合、授業料減額補

助を行います。

○低所得世帯授業料減額事業

保護者等が県内に在住し、県内の私立高校（全日制）に在籍する生徒で、一定の収入額未満の世帯である生徒に授業料減額の支援を行う制度。

○家計急変世帯授業料減額事業

保護者等が県内に在住し、生徒が和歌山県、大阪府及び奈良県の私立高等学校（全日制）に在籍する世帯で、リストラ等により家計が急変し、一定の収入額未満となった場合、授業料減額の支援を行う制度。

（特別支援教育に関する支援の充実）

○ 特別支援教育就学奨励費等を通じて、障害のある児童生徒等への支援の充実を図ります。

特別支援教育就学奨励費（教育総務課・特別支援教育室）

特別支援学校へ就学する幼児、児童又は生徒の保護者等に対し、就学に必要な経費の全部又は一部を補助します。

就学奨励費を支給することにより、特別支援学校へ就学する幼児、児童又は生徒の保護者等の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励を図ります。

特別支援教育振興事業（教育相談等早期支援）（特別支援教育室）

学校現場において特別な支援が必要な子供を対象に、特別支援学校のセンター的機能等を生かした巡回教育相談を実施する等、地域資源を活用した相談支援体制づくりを進めます。

（4）大学等進学に対する教育機会の提供

（高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済支援の充実）

（国公立大学生・専門学校生等に対する経済的支援）

○ 意欲と能力のある学生等が経済状況にかかわらず大学等への修学の機会を得られるよう、経済的支援を図ります。

○ 大学への進学を希望する高校生等が経済的な理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、大学生等進学給付金の支給により支援します。

和歌山県修学奨励（生涯学習課）

経済的理由により修学が困難な者に対して、以下の奨学金等を貸与することにより、修学の奨励と教育の機会均等を図り、有為な人材を育成します。

- ・ 高等学校等での修学に要する経費の一部として奨学金（月額）を貸与。
- ・ 大学・短期大学・専修学校専門課程（修業年限2年以上）での修学に要する経費

の一部として進学助成金（一時金）を貸与。

和歌山県大学生等進学給付金（生涯学習課）★平成28年度独自施策、第5章参照

進学意欲と学力が高いにもかかわらず、経済的な理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、また、将来の地域社会及び地域産業の担い手となるよう支援するため、低所得世帯のUターン志望の学生に対して大学生等進学給付金を支給します。

(5)生活困窮世帯等への学習支援

- 放課後等一人で過ごさなければならない子供等の居場所を、学校の空き教室や公民館等に設け学習支援を実施します。
- 児童養護施設等で暮らす子供に、学習環境の充実を図ります。
- 児童支援員をひとり親家庭に派遣し、子供の悩みを聞き、心の支えとなるとともに、生活面の指導を行います。

子どもの居場所づくり推進事業（生涯学習課）【再掲】★平成28年度独自施策、第5章参照

放課後等一人で過ごさなければならない子供等の居場所を、学校の空き教室や公民館等に設け、地域の方の参画を得て、学習意欲の向上や学習習慣の確立、自己肯定感の高揚等をめざす取組を推進します。

児童福祉施設措置費（子ども未来課）

児童養護施設等入所児童や里親に措置委託された児童の学習塾代や補習費を国と県で負担し、児童の学習意欲の向上をはかり、将来の自立に役立つよう支援します。

わかやまひとり親家庭アシスト（うち見守り支援）（子ども未来課）

ひとり親家庭では母（又は父）が一人で就労や育児を担うなど負担が大きいことから、見守り支援員による自立に向けた各種施策の活用支援や養育相談などへの対応を実施します。

地域共育コミュニティ形成促進事業（生涯学習課）

学校・家庭・地域のつながりを推進するための人材を養成するとともに、子供と地域住民による協働活動、地域ぐるみの子育て支援体制の整備、親自身の学習機会の充実など、学びを核に、すべての人がつながり、支え合う地域共育コミュニティの取組を推進します。

地域ふれあいルーム推進事業（生涯学習課）【再掲】

子供の安全・安心に配慮しつつ、放課後や週末、休日等の小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、子供たちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進します。

(6) その他の教育支援

(夜間中学校の設置促進)

- 義務教育未修了の学齢超過者等のための就学機会の確保に努めます。

中学校夜間学級の設置促進（義務教育課）

義務教育未修了の学齢超過者等の就学機会の確保に重要な役割を果たしている中学校夜間学級について、その設置を促進します。

(子供の食事・栄養状況の確保)

- 学校給食の普及・充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努めます。

学校における食育推進及び学校給食衛生管理に関する研修（健康体育課）

学校給食の充実と学校における食育の推進を図るとともに、食中毒防止の観点から学校給食の食の安全及び衛生管理に関する専門的知識の習得を図ることを目的とし、学校関係者を対象に研修を行います。

補食給食（健康体育課）

夜間定時制高等学校に学ぶ勤労青少年の健康保持と就学援助の観点から夜食の補助を行います。

対象校：県立定時制高等学校10校及び和歌山市立和歌山高等学校1校

補助対象生徒：有職生徒、疾病等により職に就くことができない者、心身に障害がある者、その他やむを得ない理由がある者

(多様な体験活動の機会の提供)

- 児童養護施設等の子供を対象に、自己肯定感の向上、生活習慣の改善等につながる多様な体験活動の場を提供します。
- 帰宅しても一人で過ごさざるを得ない子供に、家族の温かさを感じられる場所を提供します。

児童福祉施設措置費（子ども未来課）【再掲】

児童養護施設等入所児童と地域の人々との交流を促進することにより、入所児童の孤独感の解消や、社会性・協調性等自立意欲の向上を図ります。

和歌山子ども食堂支援（子ども未来課）★平成28年度独自施策、第5章参照

帰宅しても一人で過ごさざるを得ない子供に、みんなで食卓を囲み楽しく食事をする等家族の温かさを感じられる場所を提供する民間団体の取組を支援します。

2 生活の支援

○生活の支援 和歌山県関連施策一覧

大綱第4の区分	大綱の支援項目	県の具体的施策	担当課
(1) 保護者の生活支援	保護者の自立支援	生活困窮者に対する自立支援相談事業	福祉保健総務課
		母子家庭等就業・自立支援事業（うち、母子家庭等就業・自立支援センター事業等）	子ども未来課
	保育等の確保	子育て支援特別対策事業	子ども未来課
		地域ふれあいルーム推進事業【再掲】	生涯学習課
		放課後児童健全育成対策等施設整備	子ども未来課
	保護者の健康確保	母子・父子自立支援員の配置	子ども未来課
子ども子育て支援事業（利用者支援事業）		健康推進課・子ども未来課	
	母子生活支援施設等の活用	母子生活支援施設の活用	子ども未来課
(2) 子供の生活支援	児童養護施設等の退所児童等の支援	児童養護施設等の退所児童等のアフターケア推進	子ども未来課
		要保護児童対策等推進（貸付）	子ども未来課
		身元保証人確保事業	子ども未来課
		児童養護施設等児童自立定着指導事業	子ども未来課
	食育の推進に関する支援	次世代育成支援関係職員研修	子ども未来課
		和歌山子ども食堂支援★【再掲】	子ども未来課
		児童養護施設等における家庭的養護の促進	子ども未来課
	ひとり親家庭や生活困窮世帯の子供の居場所づくりに関する支援	地域ふれあいルーム推進事業【再掲】	生涯学習課
		子どもの居場所づくり推進事業★【再掲】	生涯学習課
		子育て支援特別対策事業【再掲】	子ども未来課
		放課後児童健全育成対策等施設整備【再掲】	子ども未来課
和歌山子ども食堂支援★【再掲】		子ども未来課	
(3) 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備	関係機関の連携	要保護児童対策地域協議会による関係機関との連携	子ども未来課
		若者自立支援事業【再掲】	青少年・男女共同参画課
		生活困窮者に対する自立支援相談事業【再掲】	福祉保健総務課
(4) 子供の就労支援	ひとり親家庭の子供や児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援	母子家庭等就業・自立支援事業（うち、母子家庭等就業・自立支援センター事業等）【再掲】	子ども未来課
		普通課程職業訓練	労働政策課
		児童養護施設等の退所児童等のアフターケア推進【再掲】	子ども未来課
	親の支援のない子供等への就労支援	若者自立支援事業【再掲】	青少年・男女共同参画課
		若年者の就職支援	労働政策課
		普通課程職業訓練【再掲】	労働政策課
	高校中退者等への就労支援	若者自立支援事業【再掲】	青少年・男女共同参画課
		母子家庭就業・自立支援事業（うちひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援）	子ども未来課
		労働相談の実施	労働政策課
		労働教育の実施	労働政策課

大綱第4の区分	大綱の支援項目	県の具体的施策	担当課
(5) 支援する人員の確保等	社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化	児童福祉施設措置費【再掲】	子ども未来課
		里親支援担当職員の配置推進	子ども未来課
		新たな里親登録の推進	子ども未来課
		社会的養護体制整備・促進	子ども未来課
		児童相談所職員の専門性強化を目的とした研修など相談機能の強化の取組	子ども未来課
(6) その他の生活支援	相談職員の資質向上	母子家庭等就業・自立支援事業（うち、母子家庭等就業・自立支援センター事業等）【再掲】	子ども未来課
	妊娠期からの切れ目ない支援等	子ども子育て支援事業（利用者支援事業）【再掲】	健康推進課・子ども未来課
住宅支援		乳幼児医療費助成事業	健康推進課
		母子世帯、父子世帯及び生活困窮度の高い子育て世帯に関する県営住宅への優先入居	建築住宅課
		母子父子寡婦福祉資金貸付金	子ども未来課
		生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金	福祉保健総務課

(1) 保護者の生活支援

(保護者の自立支援)

- 複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、自立相談支援事業において包括的な支援を行い、困窮状態からの脱却を図ります。
- 子育てと就業の両立など、ひとり親世帯が抱える様々な課題に対応し、生活支援や就業支援を行います。また、家庭生活支援員の派遣等を行うことで、ひとり親世帯が安心して子育てをしながら生活することができる環境整備を図ります。

生活困窮者に対する自立相談支援事業（福祉保健総務課）

生活困窮者の相談に応じることで、個々の状況に応じた就労支援や住宅支援等の実施により、困窮状態からの脱却を図ります。

- (1) 振興局（那賀除く、串本支所含む。）及び市福祉事務所に相談員を配置し、相談対応を行います。
- (2) 家庭訪問等による出張相談も必要に応じて実施します。
- (3) 地域の関係機関と連携を図り、個々の相談者の課題に応じた支援プランを作成し、一人一人に応じた支援を実施します。

母子家庭等就業・自立支援事業（うち、母子家庭等就業・自立支援センター事業等）（子ども未来課）

母子家庭等就業・自立支援センターが、ひとり親家庭に対して就業相談、養育費相談を実施します。

【母子家庭等就業・自立支援センター事業】

- ・ひとり親家庭等を対象に、下記の事業を実施しています。

①就業支援事業・就業情報提供事業

…センター職員が相談者に対し、就業に必要な情報提供等

②就業支援講習会

…就業に有利な講座・研修会の開催

③管内自治体・福祉事務所支援事業

…振興局・市町村職員に研修会を実施

【弁護士相談】

・弁護士によるひとり親家庭に対する法律相談を実施

(保育等の確保)

○ 就労希望等により保育を必要とする全ての子育て家庭のニーズに対応するため「待機児童解消加速化プラン」により、平成29年度末までに待機児童解消を目指して、保育所の整備等の取組を推進します。また、「放課後子ども総合プラン」に基づき、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子ども教室の計画的な整備を推進します。

子育て支援特別対策事業（子ども未来課）

保育士及び保育教諭確保対策事業を実施し、子供を安心して育てることができる環境を整備します。

地域ふれあいルーム推進事業（生涯学習課）【再掲】

子供の安全・安心に配慮しつつ、放課後や週末、休日等の小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、子供たちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進します。

放課後児童健全育成対策等施設整備（子ども未来課）

昼間、保護者が就労等により家庭にいない小学生の健全育成に資するため、放課後児童クラブの施設整備を行う市町村を支援します。

(保護者の健康確保)

- ひとり親家庭が直面する課題に対応するため、福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置し、自立に必要な情報提供及び求職活動等に関する指導・相談を行います。
- 安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊娠期から子育て期にかけて切れ目ない支援を行える体制づくりを支援します。

母子・父子自立支援員の配置（子ども未来課）

ひとり親家庭が直面する課題に対応するため、福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置し、自立に必要な情報提供、相談指導、職業能力の向上及び求職活動に関する支援、母子父子寡婦福祉資金貸付金に関する指導・相談を行います。

(実施主体) ・ 県、中核市（和歌山市）、一般市（※岩出市、紀の川市除く。)

子ども子育て支援事業（利用者支援事業）（健康推進課・子ども未来課）

心身ともに健康な状態で、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、市町村がワンストップ型で対応する「子育て世代包括支援センター」の設置を支援します。

（母子生活支援施設等の活用）

- 専門的・継続的な生活指導等の支援を必要としている母子世帯の母等に対し、母子生活支援施設等を活用しながら地域での生活を支援します。

母子生活支援施設の活用（子ども未来課）

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所者について相談その他の援助を行います。

（2）子供の生活支援**（児童養護施設等の退所児童等の支援）**

- 自立援助ホームに入居する児童等に対する相談支援や就職活動支援など、児童養護施設等の退所児童等のアフターケアを推進します。
- 児童養護施設等を退所する子供が安心して就職、進学、アパート等を賃借することができるよう、身元保証人を確保するための事業を行い子供たちの自立を支援します。
- 里親への委託や児童養護施設の入所措置を受けていた子供について、18歳到達後も原則22歳の年度末まで、引き続き必要な支援を受けることができる事業の創設を検討します。

児童養護施設等の退所児童等のアフターケア推進（子ども未来課）

児童養護施設退所者等に対して、生活や就業に関する相談に応じるとともに、子供が相互に意見交換や情報交換等を行えるよう、自助グループ活動を支援するなど、地域社会における社会的自立の促進を図ります。

要保護児童対策等推進（貸付）（子ども未来課）

児童養護施設等退所児童のうち、就職者や大学進学者で生活費等の確保が困難な者への貸付を行います。

身元保証人確保事業（子ども未来課）

児童養護施設等に入所中又は退所した子供等が就職やアパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人になる場合の損害保険契約を締結することにより、身元保証人を確保し、子供等の社会的自立の促進を図ります。

児童養護施設等児童自立定着指導事業（子ども未来課）

児童養護施設等退所児童に対して、自立後の生活及び就業指導を行うための施設指導員の旅費を支給します。

（食育の推進に関する支援）

- 乳幼児期は、子供の健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤となる時期であると同時に、望ましい食習慣や生活習慣の形成に大きな役割を果たす時期でもあるため、乳幼児健康診査等における栄養指導の機会を活用して、食育を推進します。
- 子どもの発育・発達状態・健康状態・栄養状態・生活状況などを把握し、それぞれに応じた必要な栄養量が確保できるように努めます。

次世代育成支援関係職員研修（子ども未来課）

就学前の幼児の健全な発育及び健康の維持・増進を図るため、給食の充実と食育の推進に対する認識を深めるとともに、栄養・衛生管理の改善と調理技術の向上を目的とし、栄養士、調理員、保育士、幼稚園教諭、保育教諭、市町村職員等を対象に、栄養・衛生管理の改善、調理技術の向上に関する研修を行います。

和歌山こども食堂支援（子ども未来課）【再掲】★平成28年度独自施策、第5章参照

帰宅しても一人で過ごさざるを得ない子供に、みんなで食卓を囲み楽しく食事をする等家族の温かさを感じられる場所を提供する民間団体の取組を支援します。

児童養護施設等における家庭的養護の促進（子ども未来課）

児童養護施設の小規模化等による家庭的養護を促進し、施設入所児童が少人数制の家庭的な環境の中で生活することにより、正しい食習慣を身につけられるよう支援します。

（ひとり親家庭や生活困窮世帯の子供の居場所づくりに関する支援）

- 生活困窮者に対し包括的な支援を行う自立相談支援事業や、生活困窮世帯の子供を対象に、居場所づくりを含む学習支援事業を実施します。
- 就労希望等により保育を必要とする全ての子育てニーズに対応するため保育所の整備等の取組を推進します。

地域ふれあいルーム推進事業（生涯学習課）【再掲】

子供の安全・安心に配慮しつつ、放課後や週末、休日等の小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、子供たちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進します。

子どもの居場所づくり推進事業（生涯学習課）【再掲】★平成28年度独自施策、第5章参照

放課後等一人で過ごさなければならない子供等の居場所を、学校の空き教室や公民館等

に設け、地域の方の参画を得て、学習意欲の向上や学習習慣の確立、自己肯定感の高揚等をめざす取組を推進します。

子育て支援特別対策事業（子ども未来課）

就労希望等により保育を必要とする全ての子育てニーズに対応するため保育所の整備等の取組を推進します。

子供を安心して育てることができる環境を整備するため、保育所等整備の支援を実施するとともに、保育士及び保育教諭確保対策事業を実施します。

放課後児童健全育成対策等施設整備（子ども未来課）【再掲】

昼間、保護者が就労等により家庭にいない小学生の健全育成に資するため、放課後児童クラブの施設整備を行う市町村を支援します。

和歌山子ども食堂支援（子ども未来課）【再掲】★平成28年度独自施策、第5章参照

帰宅しても一人で過ごさざるを得ない子供に、みんなで食卓を囲み楽しく食事をする等家族の温かさを感じられる場所を提供する民間団体の取組を支援します。

（3）関係機関が連携した包括的な支援体制の整備

（関係機関の連携）

○ 困難な環境に負けず、進学や就労による自立を目指す子供たちを支援するため、児童福祉関係者、母子保健関係者、労働関係者、教育委員会等の関係機関が連携して支援します。

要保護児童対策地域協議会による関係機関との連携（子ども未来課）

和歌山県児童虐待防止連絡協議会を設置し、保健、福祉、医療、教育、警察等の関係機関及び関係団体と連携を図り、児童虐待防止対策を総合的に推進します。

また、各市町村単位に設置されている要保護児童対策地域協議会の機能強化を図り、児童相談所、学校、警察、医療機関や民生委員・児童委員など関係機関が連携し、子供への虐待の兆候を見逃すことなく未然に防止するとともに、地域が協力して子供と家庭を見守り支える体制を構築します。

若者自立支援事業（青少年・男女共同参画課）【再掲】

県内3か所に設置している若者サポートステーション With Youにおいて、若年無業者など社会生活を円滑に営む上で様々な困難を抱える若者からのあらゆる相談を受け付け、教育・雇用・福祉・保健・医療・矯正・更生保護等の各分野の関係機関と連携しながら個人の状況に応じた総合的・継続的な支援を実施し、職業的自立を促進します。また、支援関係者のスキルアップやネットワークの拡充を図るための会議や研修会の開催等を行う「子ども・若者支援地域協議会」の活動を展開します。

生活困窮者に対する自立相談支援事業（福祉保健総務課）【再掲】

生活困窮者の相談に応じることで、個々の状況に応じた、就労支援や住宅支援等の実施より、困窮状態からの脱却を図ります。

- (1) 振興局（那賀除く、串本支所含む。）及び市福祉事務所に相談員を配置し、相談対応を行います。
- (2) 家庭訪問等による出張相談も必要に応じて実施します。
- (3) 地域の関係機関と連携を図り、個々の相談者の課題に応じた支援プランを作成し、一人一人に応じた支援を実施します。

(4) 子供の就労支援

（ひとり親家庭の子供や児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援）

- 母子家庭等就業・自立支援センターが、ひとり親家庭の子供に対して就業相談を実施します。
- 産業技術専門学院では、就職への不安や悩みなどがある訓練生には、相談に応じるなど自立を支援します。生活困窮者に対しては、授業料の免除・減免も実施します。
- 自立援助ホームに入居する児童等に対する相談支援や就職活動支援など、児童養護施設等の退所児童等のアフターケアを推進します。

母子家庭等就業・自立支援事業（うち、母子家庭等就業・自立支援センター事業等）（子ども未来課）

【再掲】

母子家庭等就業・自立支援センターが、ひとり親家庭に対して就業相談を実施します。

【母子家庭等就業・自立支援センター事業】

・ひとり親家庭等を対象に、下記の事業を実施しています。

- ①就業支援事業・就業情報提供事業
…センター職員が相談者に対し、就業に必要な情報提供等
- ②就業支援講習会
…就業に有利な講座・研修会の開催
- ③管内自治体・福祉事務所支援事業
…振興局・市町村職員に研修会を実施

普通課程職業訓練（労働政策課）

県立産業技術専門学院（県内2か所）において、主に若年者を対象として、職業に必要な基礎知識、技術、技能を習得するための1年間又は2年間の訓練を実施します。

少人数制の実技を重視したカリキュラムにより、ものづくり等に関する技術・技能・資格を習得することができ、職業訓練指導員が就職への不安や悩みなどの相談に対応し、若者の職業的自立を支援します。生活困窮者など特別の事情があると認められる者については、授業料の免除・減免をしています。

児童養護施設等の退所児童等のアフターケア推進（子ども未来課）【再掲】

児童養護施設退所者等に対して、生活や就業に関する相談に応じるとともに、子供が相互に意見交換や情報交換等を行えるよう、自助グループ活動を支援するなど、地域社会における社会的自立の促進を図ります。

（親の支援のない子供等への就労支援）

- 児童養護施設の子供など、親の支援が乏しい子供が、就職し、ひとり立ちできるよう支援します。

若者自立支援事業（青少年・男女共同参画課）【再掲】

県内3か所に設置している若者サポートステーション With You において、若年無業者など社会生活を円滑に営む上で様々な困難を抱える若者からのあらゆる相談を受け付け、教育・雇用・福祉・保健・医療・矯正・更生保護等の各分野の関係機関と連携しながら個人の状況に応じた総合的・継続的な支援を実施し、職業的自立を促進します。また、支援関係者のスキルアップやネットワークの拡充を図るための会議や研修会の開催等を行う「子ども・若者支援地域協議会」の活動を展開します。

若年者の就職支援（労働政策課）

ジョブカフェわかやまを中心に、ハローワークサロンほんまちなどの関係機関と連携し、キャリアカウンセリング、セミナー、職業紹介などを行い、若者の就業・定着を図ります。

普通課程職業訓練（労働政策課）【再掲】

県立産業技術専門学院（県内2か所）において、主に若年者を対象として、職業に必要な基礎知識、技術、技能を習得するための1年間又は2年間の訓練を実施します。

少人数制の実技を重視したカリキュラムにより、ものづくり等に関する技術・技能・資格を習得することができ、職業訓練指導員が就職への不安や悩みなどの相談に対応し、若者の職業的自立を支援します。生活困窮者など特別の事情があると認められる者については、授業料の免除・減免をしています。

(高校中退者等への就労支援)

- ハローワークと学校等の関係機関が連携し、就職を希望する学生・生徒等に対して支援を実施します。
- 高校中退者等についても、若者の就労支援機関等で連携しながら就労への支援を行います。
- 労働相談室において、相談員が労働条件やいじめ・嫌がらせなどの悩みを持つ労働者に対して、相談助言や情報提供を行います。
- 働く前から労働者の権利等、労働法に関する基礎的な知識を深めるため、高校3年生や大学生に対して学習支援を行います。
- 労働相談室において、相談員が労働条件やいじめ・嫌がらせなどの悩みを持つ労働者に対して、相談助言や情報提供を行います。
- 働く前から労働者の権利等、労働法に関する基礎的な知識を深めるため、高校3年生や大学生に対して学習支援を行います。

若者自立支援事業（青少年・男女共同参画課）【再掲】

県内3か所に設置している若者サポートステーション With You において、若年無業者など社会生活を円滑に営む上で様々な困難を抱える若者からのあらゆる相談を受け付け、教育・雇用・福祉・保健・医療・矯正・更生保護等の各分野の関係機関と連携しながら個人の状況に応じた総合的・継続的な支援を実施し、職業的自立を促進します。また、支援関係者のスキルアップやネットワークの拡充を図るための会議や研修会の開催等を行う「子ども・若者支援地域協議会」の活動を展開します。

母子家庭就業・自立支援事業（うち ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援）（子ども未来課）

ひとり親家庭の親及び子が自立や生活の安定を図るために、高卒認定試験の受験に必要な講座等を受講する費用の一部(受講修了時 受講費用の20%、高卒認定試験合格時 受講費用の40%、上限15万円)を給付します。

労働相談の実施（労働政策課）

常設する労働相談室において、労働時間や賃金等の労働条件やいじめ・嫌がらせなどの悩みを持つ労働者に対して、相談員が寄り添った相談対応や労働局等関係機関との連携した支援を行い、労働者の安定した就労を促進します。

労働教育の実施（労働政策課）

高校3年生への啓発リーフレットを活用した教育や労働局による和歌山大学での講義等を通じ、社会に出る前から労働知識の習得するための支援を行います。

(5) 支援する人員の確保等

(社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化)

- 社会的養護を必要とする子供たちの環境整備のため、施設の小規模化や里親委託率の向上等、家庭的養護を推進します。
- 複雑で多様化した児童虐待への対応のため、児童相談所の機能強化及び市町村等関係機関との連携強化を図ります。

児童福祉施設措置費（子ども未来課）

児童養護施設の施設運営の質の向上のため、人員配置を充実させるとともに、できる限り家庭的な環境で、安定した人間関係の下で子供を育てることができるよう施設のケア単位の小規模化を推進します。

里親支援担当職員の配置推進（子ども未来課）

児童養護施設及び乳児院に地域の里親及びファミリーホームを支援する拠点としての機能をもたせ、児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進員、里親会等と連携して、所属施設の入所児童の里親委託の推進、退所児童のアフターケアとしての里親支援、所属施設からの退所児童以外を含めた地域支援としての里親支援を行い、里親委託の推進及び里親支援の充実を図ります。

新たな里親の登録の推進（子ども未来課）

里親経験者による講演会や里親制度の説明会等を積極的に実施するなど里親制度の広報活動を行い、新たな養育里親を開拓するとともに、併せて養子縁組を円滑に推進するため、養子縁組によって養親となることを希望する者を開拓します。

社会的養護体制整備・促進（子ども未来課）

里親登録の少ない紀南地域に新たに里親支援機関を整備することにより、紀南地方を中心とした里親支援体制の充実を図り、里親委託を推進します。

児童相談所職員の専門性強化を目的とした研修など相談機能の強化の取組（子ども未来課）

児童をめぐる複雑で多様化した問題に対応するため、児童相談所において各種の体系的な研修の実施により、専門性のある人材を養成し、個々人の能力を高めるとともに組織の対応力の確保及び向上を図ります。

(相談職員の資質向上)

○ ひとり親世帯の保護者の相談に応じて自立に必要な情報提供等を行う母子父子自立支援員や地域住民のさまざまな相談等に対応している市町村職員等に対して、資質の向上を図るために研修を行います。

母子家庭等就業・自立支援事業（うち、母子家庭等就業・自立支援センター事業等）（子ども未来課）

【再掲】

ひとり親家庭の保護者の相談に応じ、自立に必要な情報提供等を行う母子・父子自立支援員等の職員の資質向上を図るため、母子家庭等就業・自立支援センターが、振興局や市町村職員に対し研修会を実施します。

(6) その他の生活支援

(妊娠期からの切れ目ない支援等)

○ 家庭の経済状況等にかかわらず、安心して妊娠・出産し、子供が健やかに育成されるよう、身近な地域で、妊産婦等の支援ニーズに応じて、妊娠期から子育て期にかけて切れ目ない支援を行える体制づくりを目指します。

子ども子育て支援事業（利用者支援事業）（健康推進課・子ども未来課）【再掲】

心身ともに健康な状態で、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、市町村がワンストップ型で対応する「子育て世代包括支援センター」の設置を支援します。

乳幼児医療費助成事業（健康推進課）

乳幼児の医療費を助成する市町村に対し、県が1/2を補助します。（所得制限あり）

支給対象者 … 就学前の乳幼児

給付内容 … 乳幼児の保険医療費自己負担分

実施市町村 … 県下30市町村

(住宅支援)

○ 母子世帯、父子世帯、多子世帯等、住宅困窮度の高い子育て世帯について、公営住宅に係る優先入居を行い、子育て世帯等の居住の安定を支援します。

○ 母子福祉資金貸付金のうち、住宅資金や転宅資金の貸付けを通じてひとり親家庭の住宅支援を行います。

○ 生活困窮者自立支援法に基づき、離職等により住居を喪失又はそのおそれのある者に住居確保給付金を支給します。

母子世帯、父子世帯及び住宅困窮度の高い子育て世帯に関する県営住宅への優先入居（建築住宅課）

母子又は父子世帯（配偶者のない女子又は男子で現に20歳未満の子を扶養している方）、小学校就学前世帯及び多子世帯（18歳未満の同居扶養親族である児童が3人以上）の方で県営住宅への申込資格を満たす場合、選定において優先枠と一般枠の2回の抽選機会を設定し、優先的入居を図ります。

<申込資格>

同居親族があること

申込世帯全員の合計所得による計算後の月収額が、15万8千円以下であること（子供が小学校就学前であれば、21万4千円以下）

本人及び同居者の所有する住宅がないこと

母子父子寡婦福祉資金貸付金（子ども未来課）

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子家庭、父子家庭、寡婦及び父母のいない児童の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその児童の福祉を増進するため、下記の12種類の資金を貸し付けます。

・資金の種類：①事業開始資金、②事業継続資金、③修学資金、④技能習得資金、⑤就業資金、⑥就職支度資金、⑦医療介護資金、⑧生活資金、⑨住宅資金、⑩転宅資金、⑪就学支度資金、⑫結婚資金

生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金（福祉保健総務課）

離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した者又は住居を喪失するおそれのある者に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、これらの者の住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

3 保護者の就労支援

○保護者に対する就労の支援 和歌山県関連施策一覧

大綱の支援項目	県の具体的施策	担当課
親の就労支援	母子家庭等就業・自立支援事業（うち、母子家庭等就業・自立支援センター事業等） 【再掲】	子ども未来課
	母子家庭等就業・自立支援事業（うち高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金）	子ども未来課
	離転職者等職業訓練、施設外訓練	労働政策課
	若者自立支援事業 【再掲】	青少年・男女共同参画課
	わかやまひとり親家庭アシスト（うち就労支援）	子ども未来課
	生活困窮者等への就労支援	福祉保健総務課
	和歌山再就職支援「就活サイクル」プロジェクト事業	労働政策課
	人材Uターン等就職促進事業	労働政策課
	雇用支援就職促進事業	労働政策課
	労働相談の実施 【再掲】	労働政策課
就労機会の確保	母子家庭等就業・自立支援事業（自立センターの運営委託）	子ども未来課

（親の就労支援）

- 母子家庭等就業・自立支援事業を通じて、就業相談、就業講習会の開催、就業情報の提供などを行います。
- 自立に向けた相談体制の強化のために、ひとり親家庭見守り支援員を設置することにより、個々の実態に即した母子・父子自立支援プログラムを策定し、きめ細やかな継続的な自立・就業支援を実施します。
- 高等職業訓練促進給付金等事業を通じ、ひとり親世帯への就業支援を行い、親の就労機会の確保に努めます。
- 生活困窮者や生活保護受給者に対し、就労支援員による求職活動への支援、ハローワークと福祉事務所との連携による支援、求職活動中の家賃の給付などきめ細やかな支援を行います。
- 労働相談室において、相談員が労働条件やいじめ・嫌がらせなどの悩みを持つ労働者に対して、相談助言や情報提供を行います。

母子家庭等就業・自立支援事業（うち、母子家庭等就業・自立支援センター事業等）（子ども未来課）

【再掲】

母子家庭等就業・自立支援センターが、ひとり親家庭に対して就業相談を実施します。

【母子家庭等就業・自立支援センター事業】

・ひとり親家庭等を対象に、下記の事業を実施しています。

①就業支援事業・就業情報提供事業

…センター職員が相談者に対し、就業に必要な情報提供等

②就業支援講習会

…就業に有利な講座・研修会の開催

③管内自治体・福祉事務所支援事業

…振興局・市町村職員に研修会を実施

母子家庭等就業・自立支援事業（うち、高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金）（子ども未来課）

ひとり親家庭の親が、就業に結びつきやすい資格を取得するため看護師・保育士等の養成機関修学中において給付金を実施します。

（事業概要）

①高等職業訓練促進給付金

看護師・保育士等の資格取得のため養成機関修学中において、生活費相当額として月額 100,000 円(市町村民税非課税世帯)又は月額 70,500 円(市町村民課税世帯)を給付します。

②自立支援教育訓練給付金

厚生労働省が指定する講座を受講する場合に、受講費用の 20%を給付します。

離転職者等職業訓練、施設外訓練（労働政策課）

求職中の母子家庭の母等を対象とする職業訓練を民間教育訓練機関等へ委託し、就職に役立つ知識・技能の習得を行うことで、早期の就労を支援します。

若者自立支援事業（青少年・男女共同参画課） **【再掲】**

県内3か所に設置している若者サポートステーション With You において、若年無業者など社会生活を円滑に営む上で様々な困難を抱える若者からのあらゆる相談を受け付け、教育・雇用・福祉・保健・医療・矯正・更生保護等の各分野の関係機関と連携しながら個人の状況に応じた総合的・継続的な支援を実施し、職業的自立を促進します。また、支援関係者のスキルアップやネットワークの拡充を図るための会議や研修会の開催等を行う「子ども・若者支援地域協議会」の活動を展開します。

わかやまひとり親家庭アシスト（うち就労支援）（子ども未来課） **【再掲】**

ひとり親家庭では母(又は父)が一人で就労や育児を担うなど負担が大きいことから、見守り支援員による自立に向けた各種施策の活用支援や養育相談などへの対応を実施します。

生活困窮者等への就労支援（福祉保健総務課）

生活困窮者等の状況に応じ、ハローワークへの同行など就労支援員による支援や、就労に課題のある方に対しては社会福祉法人と連携し、ボランティア活動の場を提供し、就労に必要な生活習慣や社会参加能力の向上を図る支援を実施します。

和歌山再就職支援「就活サイクル」プロジェクト事業（労働政策課）

結婚や出産により離職した女性等の再就職を支援するため、2月を就活月間とする県独自の「就活サイクル」を企業と協力して構築するとともに、再就職支援セミナーや個別相談を実施する再就職応援拠点を設置し、若年求職者の就職をサポートする「ジョブカフェわかやま」と一体的に運営することで、求職者へのワンストップサービスの強化を図ります。

人材Uターン等就職支援事業（労働政策課）

求職者と県内企業が出会う合同企業説明会を県外や県内各地で行うことにより、県内企業の人材を確保するとともに新規卒者や再就職希望者等の就職を支援します。

雇用支援就職促進事業（労働政策課）

不安定な就労状況にある方や高齢者、障害者など就職が困難な方々に対して、巡回相談により相談者に応じた求人情報を提供し就職を支援します。

さまざまな理由により、就職することが困難な方々に対し一人ひとりのニーズに対応した求人随時提供することにより、就職を実現します。

労働相談の実施（労働政策課）【再掲】

常設する労働相談室において、労働時間や賃金等の労働条件やいじめ・嫌がらせなどの悩みを持つ労働者に対して、相談員が寄り添った相談対応や労働局等関係機関との連携した支援を行い、労働者の安定した就労を促進します。

（就労機会の確保）

○ ひとり親世帯の親が子供を育てながら働くとともに、将来的に正規雇用に移行するためのスキルアップを図るための支援を推進します。

母子家庭等就業・自立支援事業（うち、自立支援センター運営委託）（子ども未来課）

ひとり親家庭等を対象に、下記の母子家庭等就業・自立支援センター事業を実施する自立支援センターの運営を和歌山県母子寡婦福祉連合会に委託し、就業支援を推進します。

- ①就業支援事業・就業情報提供事業…センター職員が相談者に対し、就業に必要な情報提供等
- ②就業支援講習会…就業に有利な講座・研修会の開催
- ③管内自治体・福祉事務所支援事業…振興局・市町村職員に研修会を実施

4 経済的支援

○経済的支援 和歌山県関連施策一覧

大綱の支援項目	県の具体的施策	担当課
児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直し	児童扶養手当	子ども未来課
ひとり親家庭の支援施策についての調査・研究の実施に向けた検討	ひとり親家庭等実態調査	子ども未来課
母子寡婦福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大	母子父子寡婦福祉資金貸付金	子ども未来課
	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付	子ども未来課
	生活福祉資金貸付制度	福祉保健総務課
教育扶助の支給方法	生活保護制度（教育扶助）	福祉保健総務課
生活保護世帯の子供の進学時の支援	生活保護制度（生業扶助）	福祉保健総務課
養育費の確保に関する支援	母子家庭等就業・自立支援事業（うち、母子家庭等就業・自立支援センター事業等）	子ども未来課
	ひとり親家庭医療費助成事業	子ども未来課
	乳幼児医療費助成事業 【再掲】	健康推進課
	小児慢性特定疾病医療費助成事業	健康推進課

（児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直し）

○ 児童扶養手当や特別児童扶養手当により、ひとり親世帯の児童や障害児に対して経済的支援を行います。

児童扶養手当（子ども未来課）

父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立促進に寄与するため、当該児童に対して児童扶養手当を支給します。また、平成28年8月分より、第2子及び第3子以降の加算額を増額しています。

（ひとり親家庭の支援施策についての調査・研究の実施に向けた検討）

○ ひとり親世帯の就業支援や経済的支援等の自立への効果等について、調査等の実施を検討します。

ひとり親家庭等実態調査（子ども未来課）

母子家庭等の家庭生活及び職業生活の動向等を把握するとともに、今後のひとり親家庭等の施策を進める上での基礎資料とするため、児童扶養手当の受給資格を有する世帯を対象に、家庭生活、職業生活、福祉施策の利用状況等について5年に一度無記名のア

アンケート調査を行っています。

(母子寡婦福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大)

○ 母子福祉資金貸付金等について、貸付対象が父子世帯に拡大されたところであり、貸付事務等の円滑な履行に努めます。

母子父子寡婦福祉資金貸付金（子ども未来課）【再掲】

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子家庭、父子家庭、寡婦及び父母のいない児童の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその児童の福祉を増進するため、下記の12種類の資金を貸し付けます。

・資金の種類：①事業開始資金、②事業継続資金、③修学資金、④技能習得資金、⑤就業資金、⑥就職支度資金、⑦医療介護資金、⑧生活資金、⑨住宅資金、⑩転宅資金、⑪就学支度資金、⑫結婚資金

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付（子ども未来課）

ひとり親家庭の親であり高等職業訓練促進給付金の支給対象者に対し、入学準備金及び就職準備金を貸与します。また、養成機関卒業から1年以内に資格を活かして就職し、かつ県内に居住し5年間その職に従事した場合は、返還を免除します。

〈貸付額〉

- | | |
|-----------------------------|------------|
| ・養成学校への入学時 | 入学準備金 50万円 |
| ・養成学校を修了し資格を活かし、かつ、資格を取得した時 | 就職準備金 20万円 |

生活福祉資金貸付制度（福祉保健総務課）

低所得世帯の子供が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するために必要な費用の無利子貸付けを行います。

〈貸付額〉

- ・高校 月 3.5万以内
- ・高等専門学校 月 6万以内
- ・短期大学 月 6万以内
- ・大学 月 6.5万以内

（教育扶助の支給方法）

- 生活保護における教育扶助については、学校の長に対して直接支払う事が可能となっており、義務教育機関の子供が必要とする費用に適切に支給します。

生活保護制度（教育扶助）（福祉保健総務課）

義務教育期間の子供がいる世帯に給食費等の修学にかかる費用を支給します。

（生活保護世帯の子供の進学時の支援）

- 生活保護世帯の子供が、高等学校等に進学する際には、入学料、入学考査料等を支給します。

生活保護制度（生業扶助）（福祉保健総務課）【再掲】

生活保護世帯の子供が高校学校等に進学する際の入学料、入学考査料や就学中の授業料、教材費等を支給します。

また、生活保護世帯の高校生の就労収入が本人の高校卒業後の進学費用に充てられる場合は、収入として認定しない取扱いとするなど、安心して就学できるよう支援します。

（養育費の確保に関する支援）

- 両親の離婚後、養育費の支払いが適切に行われるよう、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、養育費に関する相談に応じます。
- 生活困窮の状況にあっても適時に必要な医療サービスが受けられるよう、各市町村において小児医療費への助成等を行っています。

母子家庭等就業・自立支援事業（うち、母子家庭等就業・自立支援センター事業等）（子ども未来課）**【再掲】**

母子家庭等就業・自立支援センターにおいて弁護士によるひとり親家庭に対する法律相談を実施します。

ひとり親家庭医療費助成事業（子ども未来課）

ひとり親家庭等の医療費を助成する市町村に対し、県が1/2を補助します。

支給対象者…ひとり親家庭又はそれに準じたもの（原則、母子父子寡婦福祉法に規定する母子家庭・父子家庭の規則に準ずる）。

対象医療…ひとり親家庭等の保険医療費自己負担分

実施市町村…県下30市町村

乳幼児医療費助成事業（健康推進課）【再掲】

乳幼児の医療費を助成する市町村に対し、県が1/2を補助します。（所得制限あり）

支給対象者 … 就学前の乳幼児
給付内容 … 乳幼児の保険医療費自己負担分
実施市町村 … 県下 30 市町村

小児慢性特定疾病医療費助成事業（健康推進課）

小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、児童福祉法に基づき、医療費に要した費用を助成します。

支給対象者 … 小児慢性特定疾病にかかっており、厚生労働大臣が定める疾病の程度である児童等

児童等給付内容 … 生計中心者の所得税額及び市町村民税額に応じて自己負担額を設定しており、生活保護世帯等は自己負担なし

第5章 子供の貧困の連鎖を断ち切るための独自施策

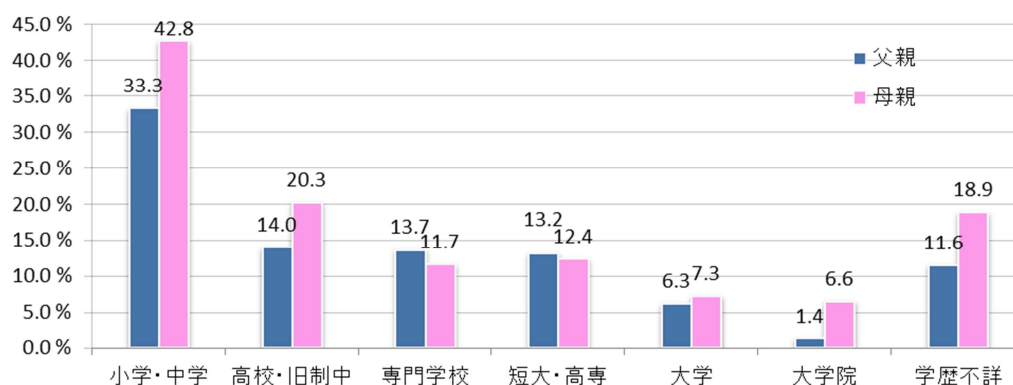
貧困の連鎖の経路は、教育・生活・就労・経済の状況等の要因が複雑に絡み合い、一概に原因を特定できるものではありませんが、本計画では当面今後5年間において県が取り組むべき施策を第4章で列挙したところです。

今回計画策定にあたり、貧困の連鎖を断ち切る上での独自の施策は以下のとおりです。

1 大学等進学に対する教育機会の提供

生活保護世帯の子供、社会的養護を受けている子供、ひとり親家庭の子供等、特に支援の緊急度が高いとされる子供にあつては、高等学校等進学率、大学等進学率が全体の平均より著しく低い状況にあります。（第2章参照）また、親の最終学歴と相対的貧困率についても一定の関連があると考えられています。

親の学歴別 相対的貧困率(全国)



※親の学歴別相対的貧困率：阿部彩(2014)「相対的貧困率の動向：2006,2009,2012年」貧困統計ホームページより引用。（厚生労働省「国民生活基礎調査」平成25年個票を二次利用。）

親が大学を卒業している場合、その子供の相対的貧困率は低い傾向にあることが分かります。一概に断定はできませんが、親の学歴と子供の貧困に相関関係があり、貧困層の子供の大学進学は就職後の収入の安定が見込まれ、次世代への貧困の連鎖を断ち切ることにつながるものと考えられます。

このような背景がある中、次のような奨学金制度があります。

大学進学に係る奨学金等制度一覧

(平成27年8月現在 単位：千円)

和歌山県修学奨励金

和歌山県（生涯学習課）

無利子貸付

対象者	事業内容	予算額(H27年度)	事業費負担										
経済的理由により修学が困難な者 以下が要件 ①主とした生計維持者が 県内在住であること ②世帯全員の収入額が 貸与基準以下であること (生活保護基準の2倍まで) ※親1子1で収入約492万(目安) ③他の奨学金・貸付金を借 りていないこと	・奨学金(月額) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td rowspan="2">国公立</td> <td>自宅通学</td> <td>月18,000円</td> </tr> <tr> <td>自宅外通学</td> <td>月23,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">私立</td> <td>自宅通学</td> <td>月30,000円</td> </tr> <tr> <td>自宅外通学</td> <td>月35,000円</td> </tr> </table> ・貸与期間満了後、6ヶ月後から返還(10年以内)	国公立	自宅通学	月18,000円	自宅外通学	月23,000円	私立	自宅通学	月30,000円	自宅外通学	月35,000円	159,800	県10/10
国公立	自宅通学		月18,000円										
	自宅外通学	月23,000円											
私立	自宅通学	月30,000円											
	自宅外通学	月35,000円											
経済的理由により修学が困難な者 以下が要件 ①主とした生計維持者が 県内在住であること ②自宅外へ通学しようと している者 ③世帯全員の収入額が 貸与基準以下であること ④他の奨学金・貸付金を借 りていないこと	・進学助成金(一時金) 入学時に下記のいずれかを選択 100,000円、200,000円、300,000円、 400,000円、500,000円 ・卒業等後、6ヶ月後から返還(5年以内)	89,000	県10/10										

高校生等奨学給付金

和歌山県（生涯学習課）

給付金

①～⑤の全ての要件を満たすもの ①生徒が高校等授業料無料化の 対象である世帯 ②市町村民税所得割非課税世帯 ③保護者、親権者が県内に在住 ④高校等授業料無料化の対象学校 に在学している ⑤H26年度以降の入学生	・支給額(年額) ①生活保護受給世帯 国公立 年32,300円、私立 年52,600円 ②市町村民税所得割非課税(③を除く) 国公立 年37,400円(通信制 年36,500円) 私立 年39,800円(通信制 年38,100円) ③世帯に扶養されている2人目以降の高校 生等及び、高校生等を除き15歳以上23 歳未満の扶養されている者がいる世帯 国公立 年129,700円(通信制 年36,500円) 私立 年138,000円(通信制 年38,100円)	267,745	国1/3 県2/3
--	--	---------	--------------

生活福祉資金貸付金

実施主体：社会福祉協議会

無利子貸付

和歌山県内に居住する低取得世帯 (生活保護基準の1.8倍まで) ※親1子1で収入約445万(目安)	・教育支援資金 ①教育支援費(月額) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>短大・専修大学</td> <td>月60,000円以内</td> </tr> <tr> <td>大学</td> <td>月65,000円以内</td> </tr> </table> ②就学支度費 500,000円以内 ・貸与期間満了後、6ヶ月後から返還(20年以内)	短大・専修大学	月60,000円以内	大学	月65,000円以内	31,237	社協の貸付 金原資取崩し (県10/10及 び国1/2県 1/2)
短大・専修大学	月60,000円以内						
大学	月65,000円以内						

日本学生支援機構奨学金

実施主体：日本学生資金機構

<p>【第一種奨学金】 大学等に在学するときに、特に優れた学生及び経済的理由により著しく修学が困難なもの(*) * 毎年基準が変更。また、世帯構成によっても変わる。 (世帯構成3人で収入692万円)</p> <p>無利子貸付</p>	<p>【第一種奨学金】(無利子) ・大学(※その他大学院等もあり)(月額)</p> <table border="1" data-bbox="671 371 900 524"> <tr> <td rowspan="2">国公立</td> <td>自宅通学</td> <td>月45,000円</td> </tr> <tr> <td>自宅外通学</td> <td>月51,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">私立</td> <td>自宅通学</td> <td>月54,000円</td> </tr> <tr> <td>自宅外通学</td> <td>月64,000円</td> </tr> </table> <p>・貸与期間満了後、6ヶ月後から返還(20年以内)</p>	国公立	自宅通学	月45,000円	自宅外通学	月51,000円	私立	自宅通学	月54,000円	自宅外通学	月64,000円	<p>281,061,650</p>	<p>日本学生支援機構</p>
国公立	自宅通学		月45,000円										
	自宅外通学	月51,000円											
私立	自宅通学	月54,000円											
	自宅外通学	月64,000円											
<p>【第二種奨学金】 第一種奨学金より緩やかな基準によって選考されたもの * 毎年基準が変更。また世帯構成によっても変わる (世帯構成3人で収入1,033万)</p> <p>有利子貸付</p>	<p>【第二種奨学金】(有利子) ・大学(※その他大学院等もあり)(月額) 月30,000円、50,000円、80,000円、100,000円、120,000円から選択 ・貸与期間満了後、6ヶ月後から返還(20年以内)</p>	<p>812,286,710</p>	<p>日本学生支援機構</p>										
<p>【入学時特別増額貸与奨学金】 上記奨学金の貸与を受ける者で、増額の貸与を希望するもの</p> <p>有利子貸付</p>	<p>【入学時特別増額貸与奨学金】(有利子) 初回振込時のみ 100,000円、200,000円、300,000円、400,000円、500,000円から選択 ・卒業等後、6ヶ月後から返還(20年以内)</p>	<p>第二種奨学金に含まれる</p>	<p>日本学生支援機構</p>										

あしなが育英会奨学金

実施主体：あしなが育英会

無利子貸付

<p>高校、大学、専門学校などに進学を希望している、経済的に苦しい遺児(親が重度障害である場合を含む)</p> <p>* 子が25歳を過ぎると活用できない * 経済的基準は特に規定無し ※ 給与所得額等や世帯数、世帯人員の健康状況などを総合的に判断</p>	<p>・奨学金(貸付)(月額) 大学で月40,000円または50,000円(本人の希望優先)</p> <p>・貸与期間満了後、6ヶ月後から返還(20年以内)</p>	<p>2,331,020</p>	<p>育英会(寄附のみ)</p>
--	--	------------------	------------------

また、他府県の大学等への進学率が高く、大学在学期間に多額の費用が必要となる本県の現状を考慮すると、既存の奨学金制度や大学の授業料免除制度では、学費や在学中の生活費が十分賄えていないことが考えられます。

そこで上記環境のもとにある子供が、経済的な理由により大学等への進学を断念することなく、また将来の地域社会及び地域産業の担い手となるよう支援する施策として「和歌山県大学生等進学給付金」を創設しました。

【和歌山県大学生等進学給付金】

1. 募集人数	40名 （大学進学者を前年度に募集） ※既給付者は、次年度以降、継続申請が必要
2. 給付金額	年間60万円 （連続する4年間で4回以内、最高240万円）
3. 支給要件 （継続申請時要件 審査有）	①保護者（親権者）が 県内に住所 を有していること ②保護者（親権者）の 市町村民税所得割が非課税 であること ③高校の全履修科目の評定平均値（評点）が 5段階評価で3.5以上 であること ④（独）日本学生支援機構第一種奨学金の採用候補者として決定を受けていること 大学進学後も、上記奨学金の貸与を受けていること（以下、奨学生） ⑤県内へのUターン志望者※であること ※原則、 大学卒業後、県内に居住し就業することが必要
4. 選考方法	高校の評点に 選考検査（小論文及び面接） の成績を加算した上で、 評価点等の高い者から選考 する
5. 留意事項	在学中に、奨学生でなくなる、留年、退学などは、給付停止、給付廃止又は給付決定取消（返還請求）となります

※対象となる学校は、大学又は修業年限が4年以上の専修学校（専門課程）

※大学院、短大、専攻科、別科、通信制の課程及び高専から大学への編入学を除く。

2 子どもの居場所づくり

貧困の連鎖を断ち切るためには、世帯の所得や家庭環境に関わらず、子供たちが、自分の将来を切り開くための「生き抜く力」を身につけることが重要です。

そこで、学習習慣の定着と学習意欲の向上を図るため、家庭での学習が困難な子供たちに学習の場所を提供します。また、子供が安心して過ごせるよう、遊びや交流の場を確保し、多様な子供の居場所づくりを推進していきます。

○事業概要

目的：放課後、一人で過ごさなければならない子供等に対し、学習意欲の向上や学習習慣の確立、大人とのふれあいによる自己肯定感・自尊感情の高揚、コミュニケーション力の向上等を図る。

内容：主に小学校4年生から6年生の児童を対象とし、学校の空き教室や公民館等を活用し、地域の方々の参画を得て、学習支援や地域の大人との交流活動の機会を継続的・定期的に提供する。

（宿題や自由勉強、読み聞かせ、習字、手芸・囲碁・将棋 おやつ作りなど）

補助対象経費：謝金人件費 旅費 消耗費等

補助率(H28)：国1／3 県2／3

予算額(H28)：20,629千円

○県内での取組状況

平成28年10月末現在 23市町 59カ所(和歌山市を含む)

3 和歌山こども食堂支援

子供の発育段階での健康格差は、貧困の連鎖をつなぐ一因となります。一方で、経済的な理由や、ひとり親で食事の支度ができない等、様々な事情を抱えた子供に無料あるいは低価格で食事を提供する「子供食堂」が、善意の取組として近年全国的に拡大しています。

本県では、帰宅しても一人で過ごさざるを得ない子供に、みんなで食卓を囲み楽しく食事をする等、家族の温かさを感じられる場所を提供する民間の取組を支援しています。

○事業概要

目的：食事の提供等により子供の居場所づくりを行う団体を支援

補助対象経費：居場所づくりに必要となる建物改修費、備品購入費等
(空調設備、電化製品、調理台、食卓など)

補助率：1/2

上限額：1カ所あたり200千円

H28 予算額：2,000千円(県単独)

第6章 計画の推進と今後の取組

1 計画の推進体制

関係各課で構成される庁内会議を定期的開催することで、庁内の連携体制をより強化し総合的な計画の推進を図ることとします。

子供の貧困対策庁内検討会 体制

(9部局22課室)		
部局	主管課	事業担当課等
知事室	広報課	
総務部	総務課	
企画部	企画総務課	文化学術課 人権政策課
環境生活部	環境生活総務課	青少年・男女共同参画課
福祉保健部	福祉保健総務課	福祉保健総務課 子ども未来課【事務局】 健康推進課
商工観光労働部	商工観光労働総務課	労働政策課
農林水産部	農林水産総務課	
県土整備部	県土整備総務課	建築住宅課
教育委員会事務局	総務課	総務課 生涯学習課 人権教育推進室 県立学校教育課 特別支援教育室 義務教育課 健康体育課
情報共有部局等		会計局 県議会事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局 監査委員事務局 警察本部 各振興局地域振興部

2 計画の進行管理

第4章の具体的施策について毎年事業の実施状況を確認するとともに、第3章の子供の貧困に関する指標について毎年県のホームページで公表し、県民の皆様への情報提供を行います。

また、計画期間終了時には事業の実施についての検証・評価を行うこととし、計画期間中も法や大綱の見直し状況等を踏まえ、必要に応じ計画の見直しを行います。

3 県内市町村との連携

施策の推進や実施にあたっては、地域住民とより密接に関わり合いのある市町村との連携が不可欠となります。県内市町村と緊密な情報共有を図り、全県的に取り組んでいくものとします。

4 関係団体等との連携

多岐に渡る対策が必要となる子供の貧困問題に対してきめ細やかに対応できるよう、企業、NPO法人、民生委員・児童委員等関係機関との連携を図り、施策の周知強化を含め、効果的な施策実施に取り組みます。

5 今後の取組

既存の統計データだけでは、県内における子供の貧困の実態が明らかになっていると
は言い難い点が認められます。子供の生活習慣や内面的なものを含む詳細の実態把握に
ついては、国の調査研究成果や他自治体の先進事例を踏まえた上で検討を進め、県内
の子供がいる世帯の経済状況、生活状況、それらを取り巻く状況の子供への影響、支
援ニーズ等について調査・分析を実施し、必要に応じ計画の見直しを行います。

法（抄）

（調査研究）

第十四条 国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子
どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。